

解脱房貞慶と興福寺の鎌倉復興

藤岡 穰

はじめに

久寿二年（一一五五）に藤原貞憲の子として生まれた貞慶は、応保二年（一一六二）に八歳にして南都へ下向、興福寺に入寺し、永万六年（一一六五）に十一歳で受戒したと伝えられる。興福寺では、叔父の覚憲に師事したといい、法相を中心とした教学の学習につとめたとみられる。また、貴顕の出身にふさわしく、寿永元年（一一八二）に維摩会の堅義をつとめたのをはじめとして、年ごとに公事に出入りし、学僧として順調な出世を遂げていった。

ところが、建久三年（一一九二）、貞慶は笠置寺に隠遁し、承元二年（一二〇八）にはさらに海住山寺に移住する。そして、興福寺を離れた貞慶は、その両寺を拠点としながら、戒律の復興を唱え、弥勒信仰・釈迦信仰・観音信仰を鼓吹し、法相教学の易行化につとめるなど、南都仏教の革新をはかるようになる。それとともに、笠置寺、海住山寺はもとより、真如堂、海竜王寺、唐招提寺といった諸寺の造立修造を遂げていった。建保元年（一二二二）の示寂にい

たるまでの後半生におけるこうした活躍ぶりこそ、貞慶が鎌倉時代における南都仏教復興の旗手として高く評価されているゆえんである。

このように、貞慶は興福寺の出身であったが、興福寺在任時代よりもむしろ笠置隠遁後の活動について注目されることが多く、貞慶と興福寺との関わりについては、従来はあまり積極的には論じられてこなかった。しかし、そうしたなかにあつて、富村孝文氏、保井秀孝氏、安田次郎氏らは貞慶と興福寺との関わりを重視しようとする見解を呈示している。

富村孝文氏は、隠遁によつて既成教団からの離脱をはかった貞慶に聖としての性格を認めながら、実際には隠遁後も貞慶が興福寺と密接な関係を保っていたこと、隠遁後における寺院の修造や講の興行のための勧進活動の多くが興福寺の発展と釈迦・弥勒信仰の普及を意図したものであったことを指摘している^③。また、保井秀孝氏は、笠置隠遁以後に活発化する貞慶の宗教活動が、興福寺から一歩離れた自由な立場に身を置きながら、実際には逆にそうした立場を利用して、興福寺を中心とした南都仏教界の再興を目指そうとするもので

あったことを論じている⁴⁾。さらに、安田次郎氏は、興福寺北円堂や五重塔、そして同寺東・西金堂についても、これらが貞慶の勧進によって修造されたものとし、貞慶を中心とする律僧らが鎌倉初期の興福寺造営に深く関与していたことを推測している⁵⁾。富村、保井両氏の論考においては、ともに貞慶の宗教活動の全体を考察したうえで、それらが総体として興福寺の発展をめざしていたとの結論を導きだしている点、一方、安田氏の見解については、必ずしも十分な論証を経てはいないものの、貞慶と興福寺造営との幅広い関わりを示唆している点が注目されよう。

さて拙論は、こうした貞慶研究を踏まえつつ、治承兵火後の興福寺復興事業のうち、ことに建久五年（一一九四）九月に中金堂復興を契機として営まれた興福寺供養後の復興事業に焦点をあて、それに貞慶が果たした役割を再評価することを目的としている。まず初めに、興福寺復興事業のうち五重塔、北円堂の復興について、文献のうえから貞慶の関わりを検証する。次に、東・西金堂の造仏について、それらが海住山寺や浄瑠璃寺、峯定寺などにおける貞慶ゆかりの造像に共通する特色をもつことに注目し、ひいてはそこに貞慶の積極的な関わりを認め、あわせてそれらの造仏における仏師定慶の働きを再評価する。そしてこれらを興福寺復興事業の全体のなかに位置付けることにより、建久五年の興福寺供養を境として大きく前後に分けられる復興事業後半の主要部分に貞慶が深く関与していた可能性を導き出したい。なお、最後に南円堂に伝来する四天王像について、以上の考察をもとに私見を述べるつもりである。

第一章 五重塔・北円堂の復興と貞慶

第一節 五重塔復興

治承兵火後の五重塔復興については、およそ次のような経緯が知られている⁶⁾。まず、建久五年（一一九四）の興福寺供養からすでに六年を経た正治二年（一二〇〇）、この年のものとみられる「内大臣源通親書状」⁷⁾に造塔の計画がみえる。ただし、この計画についてはその後の措置が知られない。一方、「南無阿弥陀仏作善集」（以下『作善集』）によれば、重源が五重塔の心柱三本を施入したという。『作善集』の成立は建仁三年（一二〇三）頃とみられるので、重源の心柱施入はそれ以前のことであろう。次いで、『明月記』元久二年（一二〇五）三月十六日条によれば、最勝金剛院において五重塔の造仏始めがあった。造塔はこの時にはすでに完成をみていたか、少なくともその見通しが立っていたものと思われる。また、翌元久三年二月二十二日には「興福寺御塔廻廊功」で藤原資時を左兵衛尉に任じる除目があり⁸⁾、造塔・造仏に続いて、この時にはすでに廻廊の工事まで終えていたことが知られる。

ところで、応永二十七年（一四二〇）七月付「興福寺六方衆徒申状」⁹⁾によれば、東金堂塔婆は「貞慶上人が勧進修造」したという。また、「三輪上人行状」¹⁰⁾にも貞慶が「東金堂塔を勧進造営」したと同様のことが述べられる。「興福寺六方衆徒申状」は十五世紀の記録であり、一方の『三輪上人行状』は承応二年（一二三三）に遷化した三輪上人慶円の没後三十二年を経て、建長七年（一二五五）に彼の弟子塔義が撰じたもので、成立年代のうえでは貞慶の時代に近

いものの、多分に靈驗説話的な内容を含んでいる¹⁸。ただ、これらとともに貞慶による五重塔勸進を強調していることは傾聴に値しよう。

ここで再び、『作善集』に記す重源の心柱施入に注目したい。五重塔復興に重源が関与していたとすれば、貞慶の五重塔勸進の伝承を考えるうえでも看過できない問題であろう。貞慶と重源との交渉についてはかねてより指摘がある¹⁹。建久七年（一一九六）、重源は貞慶が造営した笠置般若台に銅鐘と宋版大般若経、白檀釈迦像を施入している。建久六年、重源が東大寺再建の成功を祈って伊勢神宮で大般若経供養を営んだ時に外官法楽の導師を勤めたのが貞慶であり、建久八年の播磨浄土寺の落慶供養においても重源は貞慶を導師として招請している。また、建仁三年（一一一三）、重源が私財を投じて造立したという東大寺俊乗堂所在の阿弥陀如来立像の供養導師を勤めたのも貞慶であった。このように、重源は貞慶に物的援助を施し、貞慶はその名声と優れた表白の才能を提供しているが、こうした二人の関係を前提にすれば、重源の心柱施入を貞慶の勸進に応えたものと考えることができよう。重源は、心柱二本のほか、興福寺に対して湯船二口を施入している。ただ、湯船の施入については、『作善集』に計十五ヶ所の湯屋への結縁が記されるなど、重源には湯屋造営に対する特別な姿勢があったことを考慮しなければならぬ²⁰。しかし、心柱の施入については、今のところ貞慶の勸進を措いてその契機をさぐることができないように思われる。

さて、造塔に続いて元久二年（一一一五）に着手された造仏は、当時宜秋門院に相伝されていた最勝金剛院において行われたことか²¹ら、恐らくは宜秋門院ないしその周辺の人物の沙汰とみられる。あるいは、この時には氏長者が九条良経であったこと、さらには良経

と宜秋門院とが一体となって九条家領を経営していたことを考慮すれば²²、この造仏は氏長者が沙汰した可能性も高いと思われる。貞慶は、興福寺在任時代からの兼実との交渉はもとより、興福寺を離れてからも宜秋門院、良経など九条家の人々とは密接な交渉をもっていた。元久三年には笠置において良経追善供養の導師を勤めたほか、家司として九条家に仕えた従兄弟でもある三条長兼との交流があり、建暦元年（一一一一）には宜秋門院の招請で春華門院の五七日の導師を勤め、さらに道家とも交渉を重ねていたことが知られる。このように、貞慶は再三にわたって九条家に奉仕し、関係を保っていたが、その貞慶が逆に彼らに五重塔造仏を勸進したことも容易に想像されよう。

第二節 北円堂復興

北円堂の復興計画が最初に確認されるのは、五重塔の復興と同じく正治二年（一一一〇）の「内大臣源通親書状」である。そこには、北円堂の造営が備後国に課せられたとあるが、しかしこの措置は無効だったようで、その後の具体的な動向を伝える史料はない。そうした状況を打開すべく、再び北円堂復興に向けて動きがみられるのは建永二年（一一一七）である。同年八月、「興福寺僧綱等北円堂勸進状」²³が作成された。勸進状は、復興すべき堂舎と尊像を創建時にならって記すとともに、北円堂の由緒を説き、菩提山上人専心が勸進を企てること、その難事業を弥勒の加護により成就せんことを切々と述べている。また、八月三日付の「興福寺政所下文」²⁴では、城下郡刀禰司等に対し、専心上人の勸進にしたがい造北円堂用途を奉加すること、については諸郷沙汰人は奉加物を納め、早く南都勸進

所に送ることを指示している。所課国による公家沙汰としての再興が困難なため、寺家自らが再興に乗り出すことになったのであろう。ただ、この寺家による再興も必ずしも容易に事が運んだわけではなかったようである。『猪隈閑白記』承元二年（一一〇八）十二月十五日条には、北円堂は寺家の沙汰で再興を企ててきたが、造仏について先日寺家から沙汰の依頼があり、家実がこれを受ける旨、続く十七日条には、さっそく運慶を仏師として造仏始めを執り行ったこと、北円堂はまだ棟上していないことなどが記される。寺家による再興勧進は、その企てから一年余を経て、堂舎はなお棟上にいたらず、造仏については力及ばず氏長者家実に委ねることになったのである。以降、承元四年十一月に堂舎がほぼ完成し、建暦二年には仏像も造顕された。

さて、こうした経緯のなかで、北円堂復興を実現する契機となったのは建永二年八月に寺家が発給した勧進状と政所下文である。少なくとも堂舎の造営にはそれが実際に力となったとみてよい。また、造仏については最終的に氏長者家実の沙汰とされたわけであるが、これもむしろ家実が寺家の勧進に応えたとみた方が妥当ではないだろうか。というのも、造仏の費用を負担したのは確かに家実であったが、本尊弥勒仏の納入品に注目すると、勧進にあたった専心が造立所持していた厨子入り白檀弥勒像とその納入願文、そして専心の命により金剛仏師瞻空が執筆した『宝篋印陀羅尼經』と心月輪を除けばいずれも専心の意によるものであった。だとすれば、造仏の主体はあくまで寺家にあつたと考えられるだろう。また、北円堂の前庭に置かれた造仏所²¹がおそらく寺家側で用意したものであることもその一つの証左と考えられる。

ところで、勧進状、政所下文はともに宗性の編纂になる『弥勒感應抄』第一に収録されている。その奥書にはこれらを貞慶の草案と伝え、これをもって貞慶が北円堂復興に助力したことが指摘されている。²⁶ また、勧進上人として活躍した専心は、建久七年（一一九六）に『弥勒講式』の草稿を貞慶に依頼しており、弥勒仏に『宝篋印陀羅尼經』を書写した瞻空についても、建久七年に『地藏講式』の草稿を貞慶に依頼した小田原上人と同一人とみられ、貞慶が承元二年（一一〇八）に海住山寺に移った時にはその扁額を書すなど、いずれも貞慶と交渉のあった人物であることが知られている。そして、このことから専心や瞻空を貞慶の同朋とみなし、北円堂復興を彼らの合力とみる意見も出されている。²⁶ しかし、ここで注意しなければならぬのは、勧進状、政所下文はともに興福寺発給文書であり、北円堂復興の主体はあくまで寺家にあつたということである。それでは、貞慶は北円堂復興の主体であつた寺家とどのような関係にあつたのだろうか。

貞慶は、これら勧進状、政所下文の起草に先立ち、建久九年（一一九八）には「興福寺牒状」、元久二年（一一〇五）には「興福寺奏状」²⁸を草している。「興福寺牒状」は、興福寺領において狼藉をはたらいた和泉国司平宗信の処分を求めた大衆の強訴について、それを非難する頼朝に陳弁し、大衆の正当性を主張したものであり、一方の「興福寺奏状」は、朝廷に対し、法然の専修念仏を非難し、その宗義を改正させるよう求めたものである。²⁹ このように貞慶は、この時期に相次いで寺家の利益を代表する書状を草し、まさに寺家のブレンとして活躍していた。勧進状、政所下文の起草は、そうした行動と一連のものとして捉えるべきであろう。貞慶が北円堂復

興に助力したことについては、これまでは主に彼が弥勒信仰を奉じていたことと関連して論じられてきた⁽³¹⁾。しかし、彼はそれにも増して興福寺の復興と伸張を願う立場から、また寺家の後見として、北円堂復興に尽力したと考えられるのである⁽³²⁾。なお、貞慶は興福寺を離れ、笠置寺から海住山寺へと隠遁し、同朋集団を築いて南都仏教の革新を図りながら、一方では兼実や後鳥羽院、頼朝といった有力者との交渉を保ち、彼らを外護者として仰いだことが指摘される⁽³³⁾。貞慶のそうした立場や行動を踏まえれば、北円堂造仏の沙汰を家実に依頼したのも貞慶その人であった可能性は少なくないであろう。

第二章 東・西金堂の復興造像と貞慶

第一節 東・西金堂の復興経緯

第一章では、興福寺の鎌倉復興事業のうち五重塔、北円堂の復興と貞慶との関わりを検証したが、その結果、貞慶がそれらの復興勸進を主導していた可能性が導きだされた。つまり、貞慶は興福寺を離れてからもその復興には決して力を惜しまなかったとみられる。そこで、こうした状況を踏まえ、本章では東・西金堂の復興造像に貞慶が関与していた可能性をさぐっていくことにする。まず本節では、その前提として東・西金堂の復興の経緯を確認しておこう⁽³⁴⁾。

治承兵火後の興福寺の復興事業は、治承五年（一一八一）六月十五日の造興福寺除目・国充に始まるが、東・西金堂は北円堂や五重塔とともに造営の沙汰がなく、七月八日の造仏始においても対象外だった⁽³⁵⁾。しかし、それから一年を経た寿永元年（一一八二）七月二十三日に手斧始があり、八月十六日には上棟を迎えた⁽³⁶⁾。食堂を除

き、他の諸堂宇の復興が軒並遅れるなか、むしろ他に先駆けての着工だった。その後、元暦元年（一一八四）十二月二十二日、兵火から救出されて禅定院に預けられていた寿広の十一面観音が西金堂に還座していることから、この頃には西金堂は完成していたとみられる⁽³⁷⁾。また、元暦二年（一一八五）六月二十八日、興福寺所司が兼実を訪れ、東金堂は寺家沙汰で造営を終えたが、造仏までは力が及ばず、公卿や受領に勧進して遂功したいとの牒状を渡していることから、東金堂もこれ以前に完成していたことが知られる⁽³⁸⁾。

文治二年（一一八六）八月三日、兼実は造興福寺長官藤原光長の代理で訪れた造寺判官仲宗に対し、来る九日に東金堂仏の造仏始を行うよう意見を述べている⁽³⁹⁾。さらに仏所を法成寺薬師堂に定め、雑事は諸国に課しても滞るので成功を用い、御衣木加持には法成寺供僧をあてることを指示するなど、寺家沙汰であった東金堂の造仏がこの時には氏長者主導で進められるようになっていた。なお、これより以前、『吾妻鏡』文治二年三月二日条には、成朝が頼朝に院性の東金堂造仏競望を訴えた「南京大仏師成朝言上」が記載され、頼朝は院性からの訴えを経房に伝えている⁽⁴⁰⁾。こうした造仏競望の背景には、寺家が造仏を勧進し、これに兼実等が応えるといった東金堂造仏をめぐる状況の変化が考慮されよう。ところが、翌文治三年三月九日、ついに東金堂衆が山田寺講堂薬師三尊を奪って本尊に据えるという事態となり、ことは強引に解決されてしまった⁽⁴¹⁾。一方、西金堂の造仏は、文治五年八月二十二日、造寺検知などのために南都に下向した兼実が、箔を押さず白木仏の本尊を拝し、寺家の沙汰が緩慢であると不満をもらしており、この時までによく本尊釈迦の木作りだけは終わっていたことが知られる⁽⁴²⁾。

その後、両堂における他の脇仏の造像が開始されるまでにはしばらくの空白があった。この間、建久五年（一一九四）には興福寺供養が行われたが、両堂の造仏には全く手をつけた形跡がない。そして、ようやく建久七年（一一九六）、維摩の造立を皮切りにまずは東金堂の造仏が再開され、おそらく時を接して文殊、建仁元年（一二〇一）から翌年にかけて帝釈天と梵天、建永二年（一二〇七）頃に十二神将が成り、また西金堂では建仁二年に脇侍菩薩が発願され、おそらく引き続き金剛力士が造立され、漸次往観に復していったのである。⁽⁴⁴⁾ 西金堂では、さらに建保三年（一二二五）、新たに龍燈鬼、天燈鬼が造立され、貞永元年（一二三三）には兵火から救出された十大弟子、八部衆に修理が施され、いよいよ安置仏の復興が完了した。

ところで、これらのうち維摩は、像内朱漆銘によると、権律師法橋上人位成□を願主として、彫刻は法師定慶、彩色は法橋幸円が手がけ、供養導師は権大僧都法印大和尚位勝詮、御衣木加持は堂司相譽が勤めたこと、師主たる前大僧正法印大和尚位（信円）の命により西隆寺の仏舍利を奉籠したことが知られる。帝釈天は大仏師定慶と小仏師盛賀、定賀の造立、梵天は大仏師定慶と小仏師盛賀、慶賀、永賀、定賀の造立で、ともに堯円が行事を中心となり、帝釈天は他に二十人、梵天は他に二十一人の僧が行事をつとめたこと、両像は堯円が材料を整え、帝釈天では明房が費用を負担したことが像内に銘記される。堯円は『三会定一記』承元三年（一二〇九）条に豎義として記され、興福寺における諸法会の参列僧名を記す『故廻請之写』にも建保四年から寛喜二年にかけて大法師として名がみえる。⁽⁴⁵⁾ 西金堂両脇侍は像内納入の造像や結縁の願文によれば、ともに法師

千栄の勧進により、薬王菩薩は宗有が嫡女の菩提のために発願、これに尼慈氏寂蓮や大中臣姉子らが結縁し、薬上菩薩は大中臣姉子を願主として、定詮中子の菩提のために造立されたことが知られる。千栄は建久五年（一一九四）の興福寺供養に出仕したことが知られ、『玉葉』建久五年七月九日条には「南都悪僧千栄」と記されている。⁽⁴⁶⁾ このように、これらの造立を企図したのは中下級の学衆とみられるが、⁽⁴⁷⁾ 残る諸像もそうした興福寺僧によって造立されたとみて大過ないだろう。⁽⁴⁸⁾

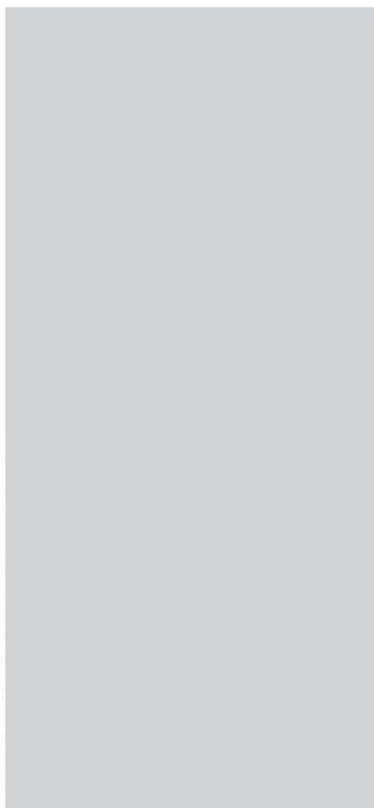
第二節 復興諸像と貞慶をめぐる美術

――宋風・復古主義と仏師定慶の活躍――
前節において、東・西金堂の復興の経緯をたどったが、堂宇については勧進ではなく大和国への所課によつて復興が遂げられており、本尊については東金堂の場合は山田寺から奪取、西金堂は寺家の手で造立したとみられるが詳細は不明で、とくに貞慶が関わったという節はなかった。また、少し遅れて始まった脇仏の造立についても、個々に興福寺僧が願主となり、あるいは勧進にあたった模様で、やはり貞慶が関わったという明徴は得られなかった。ただし、脇仏の造立に関しては、漸次に個別の事情のもとで造立が遂げられたにもかかわらず、本節でみるように、いずれも凶様に顕著な宋風ないし復古的な特色が認められること、仏師定慶および周辺の仏師たちが中心的な役割を果たしたとみられること、そしてそうした状況が貞慶ゆかりの他の遺品においてもしばしば共通することは看過できない。そこで、両堂の脇仏諸尊について改めて検討を加え、それらの造立に貞慶が関与していた可能性をさぐっていくことにしたい。

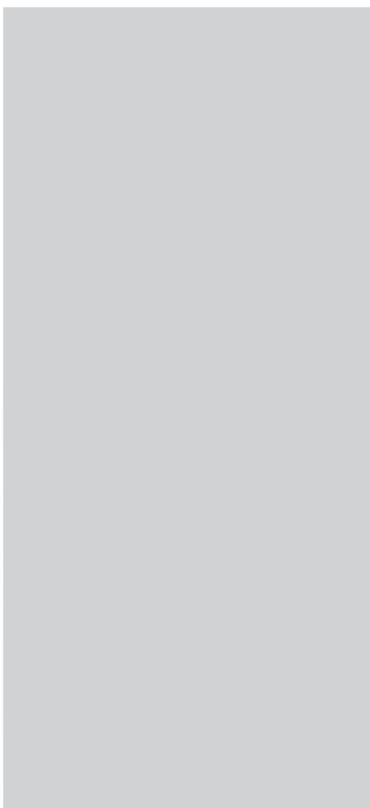
●梵天・帝釈天像（旧東金堂）

まず、もと東金堂所在と推定される梵天・帝釈天像（以下旧東金堂像）（挿図1・2）から検討していきたい。かつて林温氏は、東京芸術大学保管の旧浄瑠璃寺吉祥天厨子扉絵の梵天・帝釈天面（以下浄瑠璃寺本）について、樹木と岩を背景とする画面構成に奈良時代以来の伝統の保持が認められる一方、梵天（挿図3）が四稜形の宝鏡、帝釈天が丈高な台座を伴う柄香炉を持物とすること、梵天の襜褕衣の襟折返し部が肩まで被うこと、梵天の宝冠の形式など、像そのものはむしろ宋代図様をもとにしていることを明らかにしている。⁴⁹そ

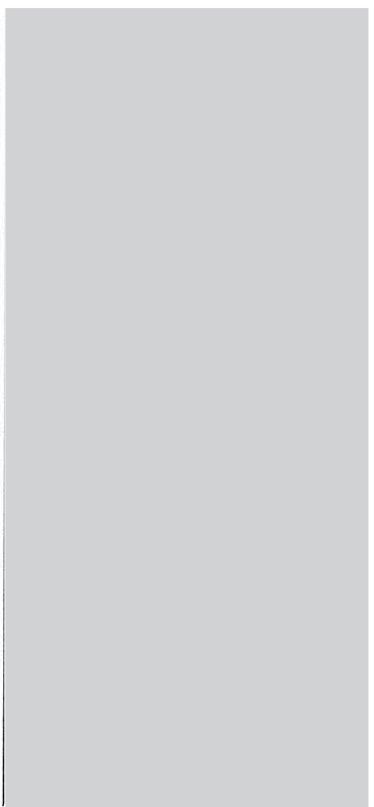
して、その図様が海住山寺五重塔扉絵の梵天・帝釈天面（以下海住山寺本）や東京国立博物館保管十六善神画像中の梵天・帝釈天像、さらに旧東金堂像の図様と互いに親近性があることを指摘している。旧東金堂像の場合、梵天の持物、宝冠などが失われており、梵天の右手先や帝釈天の面部、持物などが後補されていることもあって全体の比較は困難であるが、梵天の襜褕衣の襟折返し部が肩先まで達する点、帝釈天の胸甲の意匠、胸甲の上から腹帯を締め、大衣を偏袒右肩に纏い、右袖に鱗袖をみせる着衣形式、さらには各像の両手の位置、大きく膨らませた長袂や裾を広げる裾の形状、像ごとに粗



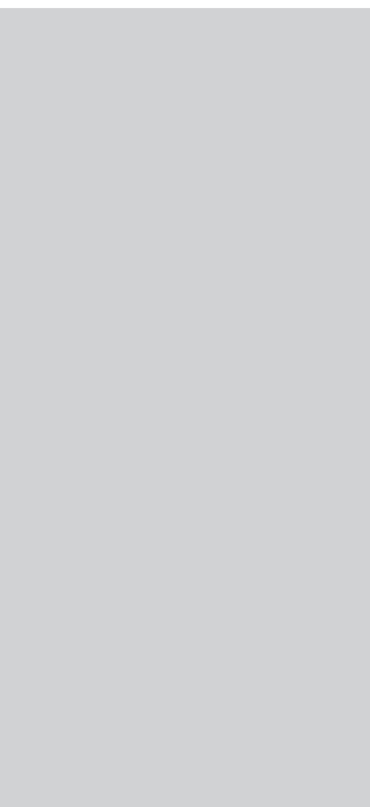
挿図2 根津美術館帝釈天（旧興福寺東金堂）



挿図1 興福寺梵天（旧東金堂）



挿図4 唐招提寺金堂帝釈天



挿図3 東京芸術大学吉祥天厨子扉絵梵天（旧浄瑠璃寺）

密の違いをしめす裙の衣褶など、部分表現では確かに随所に浄瑠璃寺本や海住山寺本との共通点を見いだすことができる。ただ、旧東金堂像のうち特に梵天の像容については、浄瑠璃寺本といささか径庭があることも看過できない。襜褕衣下層の衣の襟をたるませ左右対称の折返しをあらわす点などは、逆に奈良時代の梵天・帝釈天の彫像作例の伝統に連なるものとも思われ、特に蔽膝の形状は唐招提寺金堂帝釈天像（挿図4）のそれに類似している。このように、旧東金堂像は、奈良時代以来の彫像の伝統を保持しつつ、そこに宋代絵画の図様を積極的に摂取することによって独自の図様を形成していると考えられる。

ところで、旧東金堂像は浄瑠璃寺や海住山寺に伝来した遺品との類似が指摘されたが、その両寺はともに貞慶と深い関わりがあることが知られている。海住山寺は、貞慶が承元二年（一一〇八）に笠置から移り住んで再興し、示寂まで拠点とした場所である。五重塔は、貞慶入滅の翌年、建保二年（一一二四）に貞慶を継いだ覚真が仏舍利を安置し、供養したものであるが、貞慶が生前において造営に参与していたことは疑いなく、扉絵の図絵についての構想もむしろ貞慶その人によるものと考えられよう。一方、浄瑠璃寺については、貞慶は建仁三年（一一〇三）二月二十九日に千基塔供養の導師をつとめ、同年九月に貞慶が行った唐招提寺における釈迦念仏には逆に浄瑠璃寺僧が勤仕、また貞応二年（一一二二）の浄瑠璃寺のものとみられる「手継文書案」はその寺領の一部が貞慶の勧進になることを示している。このように十三世紀初頭、貞慶は深く浄瑠璃寺の経営に参与していたとみられ、そうしたなかで吉祥天とそれを納める厨子が建暦二年（一一二二）に安置されたのである。なお、し

ばしば指摘されるように、浄瑠璃寺吉祥天の風をはらんだような長袂衣の表現が、やはり旧東金堂像のそれに類似することも付言しておきたい。

●十二神将像（東金堂）

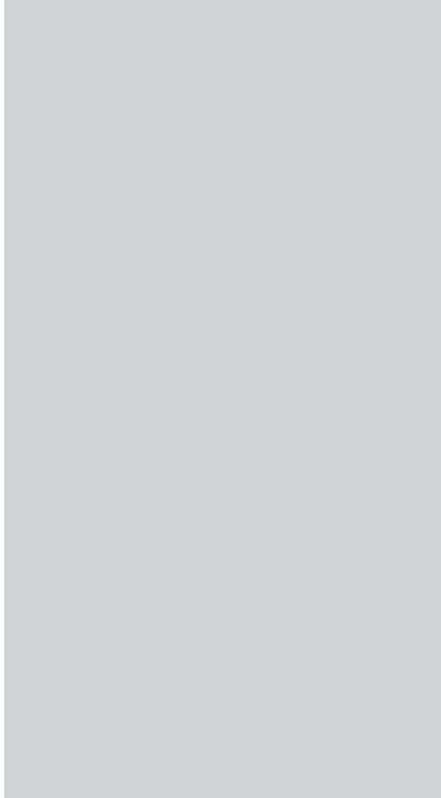
次に、東金堂十二神将像は、十二支の標識や名称を入れ替えれば、図像的には『覚禪抄』所載の「世流布像」と一体を除いて一致することが指摘されている。同図は、法華堂根本曼荼羅を修補し、俱舎曼荼羅の制作に関与したと推定される南都の伝統に造詣の深い珍海が書写していることから、南都と関わりの深い十二神将図像と推定されている。また同図は、長寛二年（一一六四）に定智が唐本から写したという旧高山寺本十二神将図像や作風から南都仏画と推定される桜池院本薬師十二神将などと図像を同じくするが、彫刻作例ではもと浄瑠璃寺に伝来したという十二神将像（以下旧浄瑠璃寺像）のうち七軀がこの図像と一致することが指摘されている。『浄瑠璃寺流記事』によれば、浄瑠璃寺では建暦二年（一一二二）、薬師如来像に新しく帳が懸けられており、旧浄瑠璃寺像の造立もおそらくその頃とみてよいだろう。だとすれば吉祥天の造立と同じ年であり、貞慶が浄瑠璃寺と関係を深くしていた時期である。旧浄瑠璃寺像の「世流布本」に拠らない残りの五軀のうち四軀は、『醍醐本薬師十二神将図』上巻の十二神将像（以下醍醐本）に細部まで忠実に依拠している。すなわち、浄瑠璃寺像は複数の図像を組み合わせたものであるが、その過半数に東金堂像と同じ図像が採用されていることはやはり注目していいだろう。ただし、『覚禪抄』の「世流布像」が略図風のものであり、旧高山寺本は細部まで緻密に描いているとい

う違いがあるなか、旧浄瑠璃寺像は、醍醐本と同様、旧高山寺本にもかなり忠実に依拠しているのに対し、東金堂像は動勢、あるいは着衣や甲の形式など、少なくとも益田家本とはかなりの径庭がある。東金堂像は獣皮を多用し、甲の輪郭や飾り金具の意匠が変化に富み、なかでも波夷羅(挿図5)の鱗袖や毘羯羅の襟を雲形に表す点などは、基本的には「世流布像」に拠りながら、そこに新たに宋代図様を採り入れていることをうかがわせる。

●薬王・薬上菩薩像(旧西金堂)

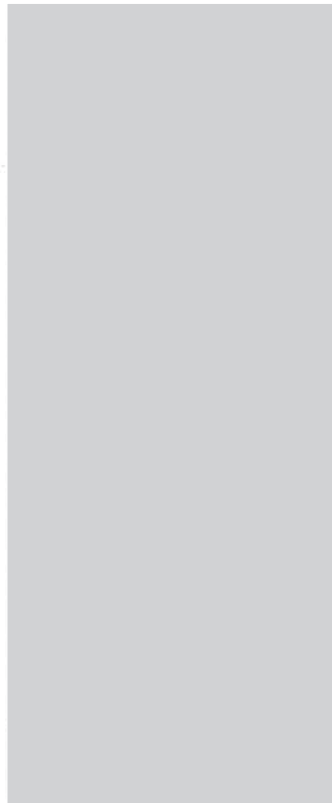
西金堂の両脇侍菩薩像は、釈迦の脇侍として平安以降に通用の文殊・普賢ではなく、薬王・薬上として造立された点に、何より創建当初像からの伝統が保持されていると考えられる。しかしながら、薬王菩薩(挿図6)において顕著なように、条帛や天衣の縁を不自然に波打たせる表現には宋仏画からの影響が認められる。

このように衣縁を波打たせるなど宋風を顕著にしめす彫刻作例と

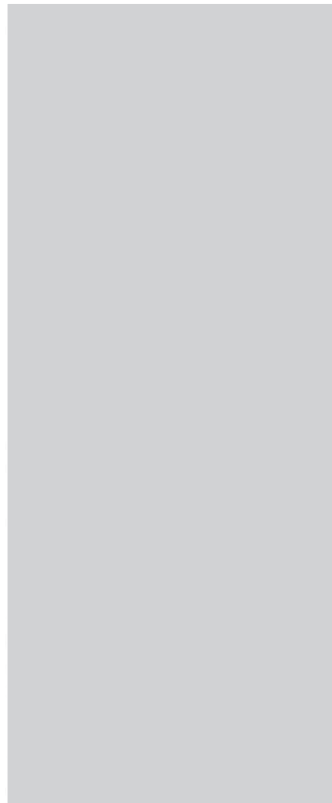


挿図5 興福寺東金堂波夷羅大将

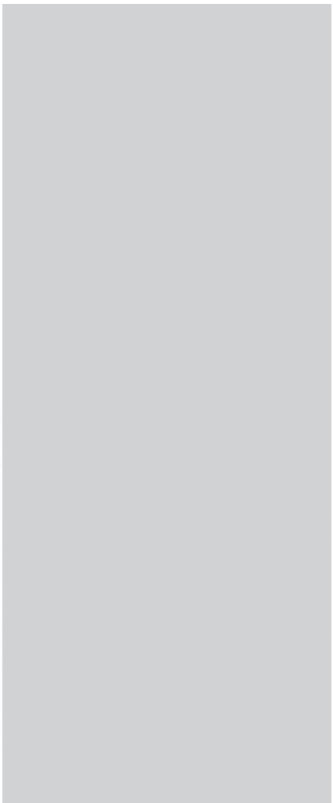
しては、峯定寺釈迦如来像(挿図7)や東大寺中性院弥勒菩薩像(挿図8)が初期のものとして挙げられるだろう。峯定寺像は納入品から正治元年(一一九九)頃、貞慶を主要な結縁者の一人として造立されたことが知られている。一方、中性院像は像内に納められてい



挿図6 興福寺薬王菩薩(旧西金堂)



挿図7 峯定寺釈迦如来

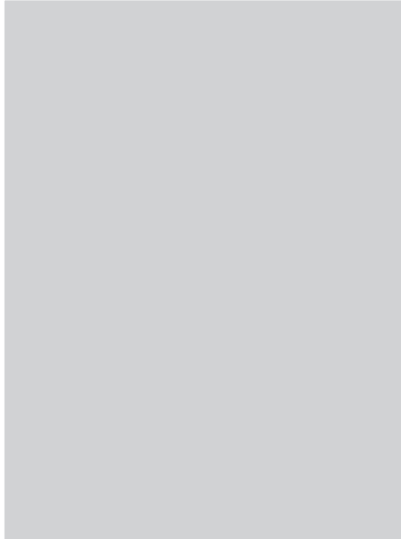


挿図8 東大寺中性院弥勒菩薩

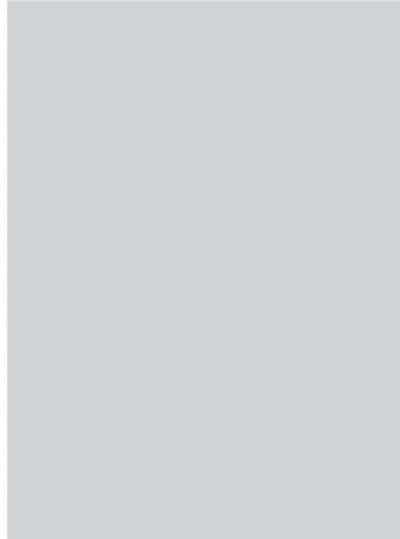
た『弥勒上生経』とみられる經典の奥書に「建久□年」とあり、建久年間の造立と認められている。中性院像は、昭和初年に中性院に迎えられるまでは戒壇院千手堂に安置されていたというが、台座下框裏墨書銘によつて寛永五年（一六二八）に興福寺僧尊慶の願によつて光背と台座が補われていることが知られ、もとは興福寺に伝来したと推測されている。^⑧貞慶は、笠置において弥勒殿毎日仏供の勸進状を作成し、元興寺玉華院の弥勒堂の再建、同弥勒講の勸進や講式の作成にあたるなど、南都において弥勒信仰を鼓吹していたが、本

像がこの時期に南都で広がりつつあった弥勒信仰の一端を担うものであったとすれば、その造立にはやはり貞慶が関与していた可能性があるだろう。峯定寺像と中性院像は、爪を長く表し、衣縁を波打たせるなど宋仏画の影響が色濃いが、両像の共通点はそれにとどまらない。目尻がつり上がり、頬が柔らかく下膨れ気味に張り、少しく顎を尖らせた顔立ちが近似するほか、ことに足首以下を別に造つて像底に差込む特殊な構造の一致は同一仏師の作を思わせるものと言えよう。^⑨すなわち、両像は、宋風を志向する図様選択と仏師の選

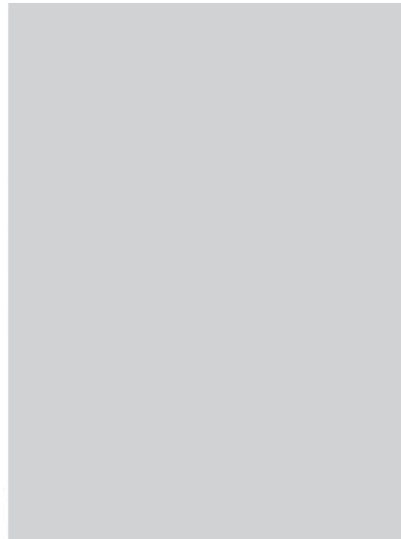
定という二重の意味において、互いに近しい環境で制作されたと推察される。このことを前提にすれば、中性院像の造立に貞慶が関与していた可能性はより信憑性を帯びてくるであろう。



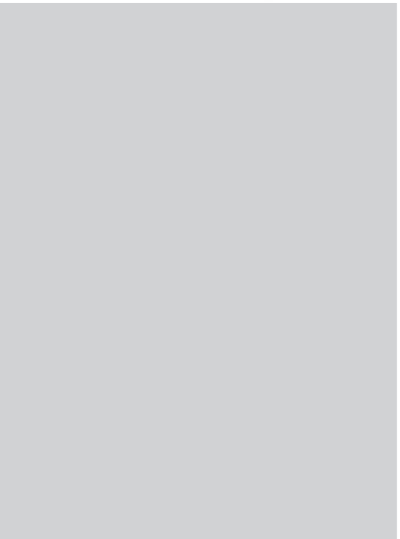
挿図10 東大寺中性院弥勒菩薩



挿図9 興福寺梵天（旧東金堂）



挿図12 東大寺中性院弥勒菩薩



挿図11 興福寺東金堂維摩居士

ここで西金堂薬王・薬上菩薩の問題に立ち返りたい。両像は、珍しいことに膺が左旋の渦巻状に表されている。きわめて特異な表現として注目されるが、実は中性院像の膺も同様の表現をみせている。^⑩西金堂像は中性院像ほど装飾的ではなく、逆に肉取りには力強い抑揚をみせるなど、作風のうえでは異なる個性を發揮していると思われる。しかしながら、この両像は裾の縁に陰刻線で縁取りを表すことにも共通性が認められるように、図様形成自体はきわめて近い環境のなかで行われたと考えられるのである。

なお、峯定寺像と中性院像が同一仏師の手になるとすれば、その仏師としては東金堂の維摩、梵天、帝釈天を手がけた定慶が最も有力ではないだろうか。先にみた顔立ちの特徴が梵天にも共通するほか（挿図9・10）、中性院像の天衣の彫法は、下縁が大きく波打つ点など維摩の横被と同趣である（挿図11・12）。また、耳の形も、峯定寺像はサイズが小さく比べ難いが、中性院像に関しては梵天や帝釈天とさきわめてよく似ている。像種や法量が異なるために比較がままならず、確言はできないが、ここで両像の作者が定慶である可能性を提起しておきたい。

●維摩居士・文殊菩薩像（東金堂）

東金堂維摩像（挿図13）は、頭巾や着衣の形式、脇息にもたれず正面を向く姿と両手を構える位置が法華寺維摩像と共通する。跏趺して両足を衣に包む東金堂像に対し、法華寺像は右脚を外にして安坐するものの、現存遺品のなかで最も東金堂像に近いのが法華寺像で

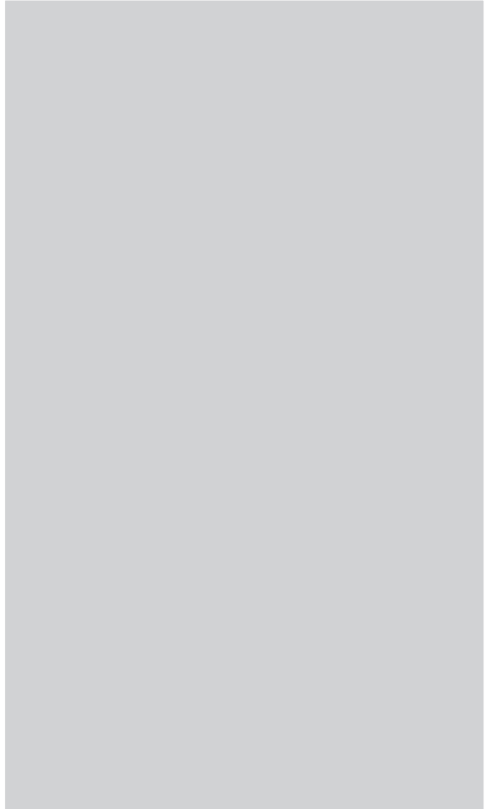
挿図13 興福寺東金堂維摩居士

ある。建久二年（一一九一）の『建久御巡礼記』法華寺の項には、かつて同寺金堂で修されていた維摩像が興福寺に移された時、金堂に西向きに安置されていた維摩像が興福寺を思つて東南の方角へ向き直つたという説話が記されている⁶⁶。おそらく現存の維摩像にまつわる説話とみられるが、東金堂像の造立と同時代に語られていること、興福寺との関係に触れていることが注目され、東金堂像と法華寺像との類似が偶然ではないことを示唆しているように思われる。さて、こうした法華寺像との類似とは別に、細部の形式や莊嚴については宋代図様との関連を指摘することができる。たとえば袖や横被を台座から垂らす形式については、北宋とされるネルソン・ギャラリーIIアトキンス美術館蔵維摩文殊問答図拓本の維摩の姿に類例が求められる。また、錦をかけた背屏は、寧波請来系の十王図、あるいはしばしば宋画の影響が指摘される滋賀・聖衆来迎寺本六道絵のうち閻魔王庁図（挿図14）にみられるものに近い⁶⁷。台座腰部を獅子と牡丹の浮彫によって裝飾するのも、宋工人陳和卿による新大仏寺

挿図14 聖衆来迎寺閻魔王庁図（部分）

阿弥陀如来像台座にみられるごとく、宋代図様にならったものと考えられる。

維摩像と対をなす文殊菩薩像(挿図15)はどうかであろうか。維摩像の背屏や台座が方を基調とするのに対し、文殊像の光背や台座は円を基調としている。維摩・文殊におけるこうした対照は、東魏の造営とみられる天龍山石窟第3窟などにすでにみられるように、伝統的な表現形式を踏襲したものとみなせよう。ところが、文殊自体の像容はきわめて特異である。文殊には趺坐や片足踏み下げ、あるいは右脚を外に安坐する作例が多いなか、東金堂像は左脚を外に安坐するが、管見では奈良時代後期の薬師寺像、南宋とされるカリフォルニア大学美術館・パークレーの張思恭筆文殊図⁽⁹⁾しか共通例を見いだせない。基部に蓮弁をめぐらした筒形の上に箱形を重ねた特異な形式の冠も、泉涌寺山内の来迎院三宝荒神像(挿図16)の冠が唯一の類例として挙げられるだろうか。着甲し、その上に袈裟をかける姿も、帝釈天では一般的な形姿ながら、文殊には類例がない。ただ、



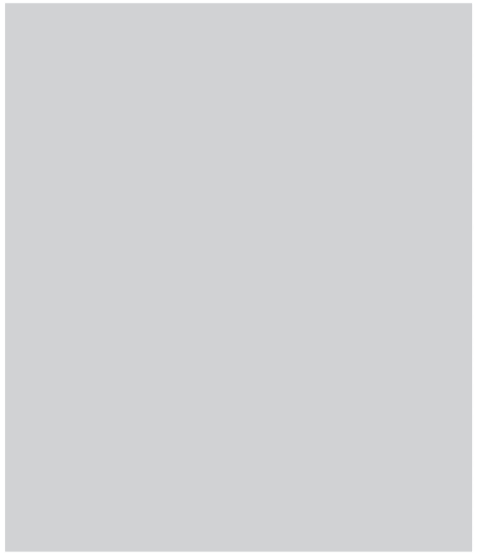
挿図15 興福寺東金堂文殊菩薩

し、縁から湧出するような唐草文をあしらう胸甲の形式は、北宋の瑞光塔舍利宝幢木函に描かれた四天王像の胸甲に近く、⁽¹⁰⁾台座の華盤と框の間に獅子を置く形式も、宋元画ないしそれを手本とした鎌倉時代の釈迦三尊像の台座にしばしばみられるものであるなど、これらの諸点については宋代図様を参考にしていると思われる。

このように維摩、文殊両像は、伝統的な図様を基本にしながら、そこに新渡の宋代図様を採り入れ、融合させていると考えられる。この両像と貞慶ゆかりの作例との関係は直接的には確認し得ないが、その図様形成のあり方はすでに見てきた東・西金堂諸像、そしてそれと比較された貞慶に関わる遺品とも同じ位相にあるといえよう。

●金剛力士像(旧西金堂)

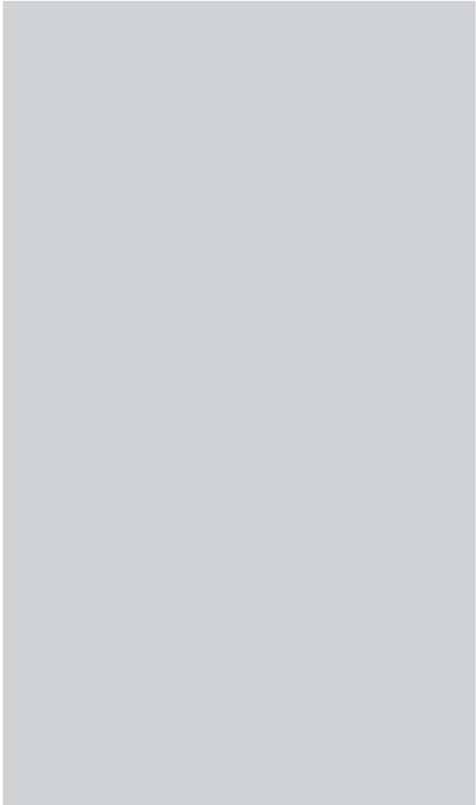
最後に、西金堂金剛力士像(挿図17・18)について検討を加えることにしたい。現在、本像は髻や天衣、卍形の右手首以下などが失われているが、その形制は法隆寺中門の金剛力士像にほぼ一致する。⁽¹¹⁾



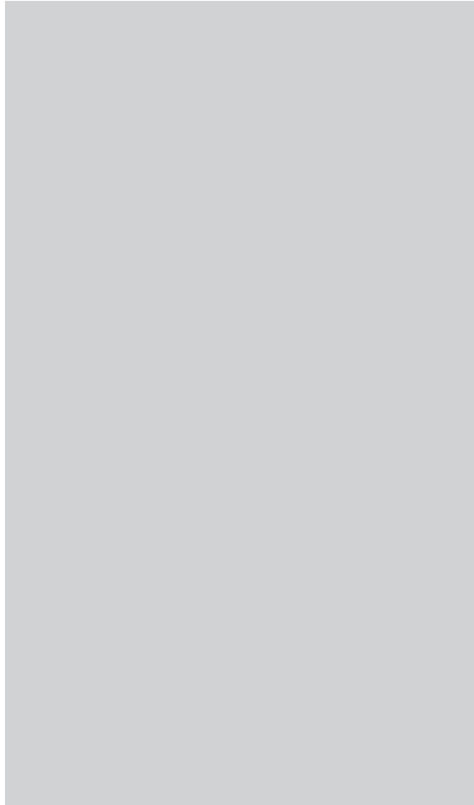
挿図16 来迎院三宝荒神

左掌を仰いで脚上に置き、右手で持物をとる手印は、清凉寺釈迦如来像納入の版摺文殊騎獅像など一部の五台山文殊像に類似を認めることができる。また、左右に異相の鬼面を配

法隆寺像の保存状態を考慮する必要があるが、腰を強くひねり、それぞれ外側の肩を後ろに引いて半身に構えるところ、そして特に阿形(挿図19)の左肘を高く挙げ、手首を返して拳を握るポーズがよく似ている。また、平安〜鎌倉時代の金剛力士像は頭部を大きく表すか、あるいはその顎の張りを強調するのが通例であるのに対し、本



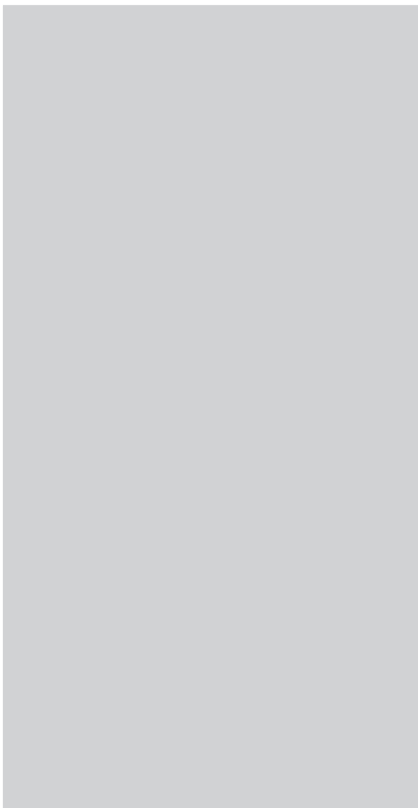
挿図18 同吽形 (旧西金堂)



挿図17 興福寺金剛力士阿形 (旧西金堂)

像は頭体の比例が整い、その点でも法隆寺像や東大寺法華堂像といった奈良時代の作例に通じる。さらに、著しい動勢や必ずしも金剛杵を執らない点が唐代の金剛力士像に通じることからも、本像は、薬王・薬上菩薩と同様、創建以来の当初像を意識しての造像であったと思われる。

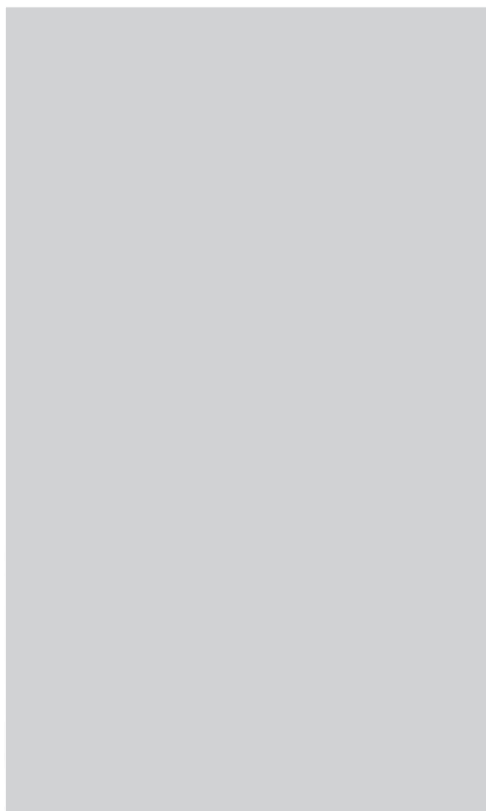
本像は、『興福寺濫觴記』をはじめ近世の諸史料では、建久年間(一一九〇〜九九)、定慶の作という。ただし制作年代に関しては、東・西金堂の復興造像がおよそ尊格の上下に遵って順次に着手されたとみられることから推せば、その造立は脇侍菩薩像が造立された建仁二年(一一二〇)よりは遅れ、十三世紀初頭と考えるのが妥当である。それでは作者についてはどうか。東・西金堂の復興造像では、東金堂の維摩、梵天、帝釈天の各像を定慶が手がけ、文殊についても維摩と一具像であることから定慶と近い仏師の造立と推測され、さらに十二神将の一部にも定慶の手が想定されるなど、仏師定慶が活躍したことが認められている。もともと、西金堂に関しては、中尊釈迦の作者には成朝をあてる意見があり、また龍



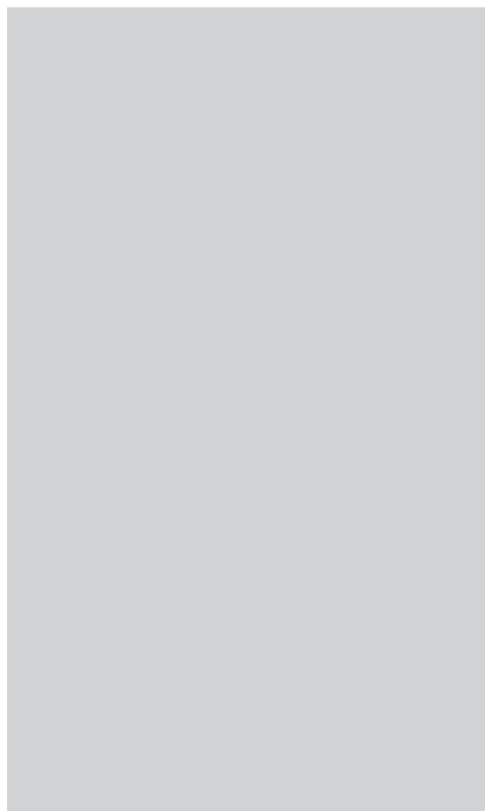
挿図19 法隆寺中門金剛力士阿形

燈鬼は康弁の作と伝えられ、脇侍菩薩の作者は不詳で、定慶が造像に携わった例が具体的に知られるわけではない。しかし、金剛力士については、血管を浮き立たせ、眉や目をつり上げた相貌や肉身部の微妙な筋肉描写が東金堂十二神将に通じ、腰辺で上下に積み重ねるように矧ぐ構造もそれと同工であるなど、両者が共通の、あるいは何らかの影響関係がある工房で制作されたとみることもでき、定慶作との伝えはあながち無視できない。そもそも東金堂十二神将の各像間には作風に幅のあることが指摘されている⁽¹⁸⁾。しかし、なかでも最も先進的な、そして優れた出来栄をしめす伐折羅(挿図20)や招杜羅、毘羯羅などは定慶ないし彼に親近の仏師の作とみることができのではないだろうか。たとえば伐折羅の右手鱗袖にみられる自在な衣褶表現は、維摩(挿図13)の帽子のそれと比べられ、また招杜羅がつける肩甲の花形の輪郭は、梵天の襠襠衣の襟折り返し部の輪郭に比較することができよう。一方、因陀羅(挿図21)は保守的な作風の代表格であるが、これの造立に携わったものとしては東金堂文殊(挿図15)の作者などを想定することができよう。明快に括り線を刻む面部のつくり、やや単調な衣褶表現などに共通の感覚が看取される。そうした振れ幅のなかで、複数の仏師たちが造立にあたったと考えられるが、西金堂金剛力士はなかでも伐折羅などに近く(挿図22・23)、定慶その人の作ではないにしても、少なくともその影響下にあった仏師の作とみなせるのではないだろうか。

以上、東・西金堂の鎌倉復興の脇仏諸尊について、図様の形成の問題を中心に、作風あるいは作者の問題にも触れながら分析を行ってきた。その結果、図様形成については、伝統的ないし復古的な図



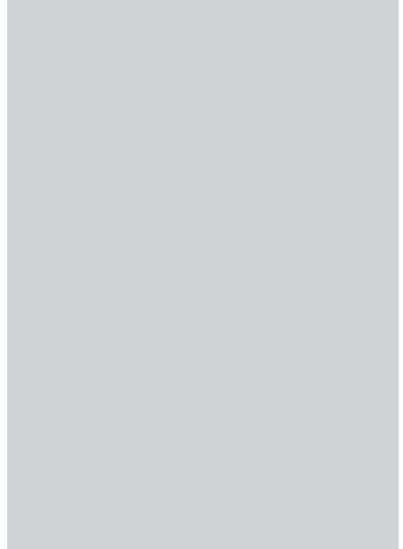
挿図21 同因陀羅大将



挿図20 興福寺東金堂伐折羅大将

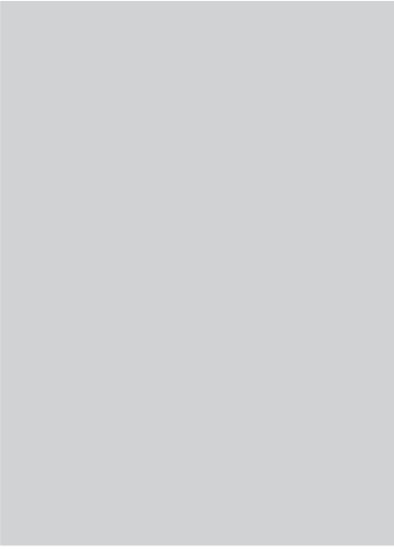
様をベースにしながら、金剛力士をのぞく他の全ての像に関して、そこに大胆に宋代図様を融合させていることが確認された。東・西金堂における脇仏の造像は、中下級の学衆によって個別に企図され、それぞれ異なる事情のもとで遂行されたが、それにもかかわらず、

挿図22 興福寺金剛力士阿形
(旧西金堂)



そこには一貫した
図様形成の態度を
認めることができ
た。だとすれば、
十余年をかけて漸
次に進められた復
興造像の背後には、
何らかの統一的な
構想があつたと考
えることができる
のではないだろう
か。

挿図23 興福寺東金堂伐折羅大将



一方、そうした
東・西金堂の脇仏
の図様については、
解脱房貞慶が直接
間接に関与したと

同寺十三重塔扉呪願文中には「訪ねて異朝の般若の真文を得たり。
伝え来る往代の法華の靈本、四王の尊像は毎階に安置し、八天の靈
像は扉に廻して羅列す」と述べ、自らの作善において古来伝わる仏
像や經典、五台山文殊、請來の般若經などを安置したことが知られ
る。そこには、往昔および中国の仏教への憧憬を読みとることがで
きるだろう。無論、そうした意識は、当時にあつては決して貞慶ひ
とりのものではなかつたのであろうが、東・西金堂の脇仏造像に一
貫して認められた伝統図様と宋代図様の融合というテーゼが、確か
に貞慶その人のテーゼでもあつたことは認めてもよいだろう。貞慶
は、東・西金堂の復興造像が進められた間、五重塔や北円堂の復興
に協力を惜しまず、「興福寺奏上」「興福寺牒状」を草するなど興福
寺の利益を代表するかたちで活動を展開していた。こうした事情に
鑑みれば、東・西金堂の復興造像において統一的な構想を打ち立て、
実現しうる人物、指導的立場に立ちうる人物としては、貞慶がもつ
ともふさわしいのではないだろうか。

みられる遺品に類似するものが散見された。すなわち、旧東金堂の
梵天・帝釈天と海住山寺五重塔扉絵、旧浄瑠璃寺吉祥天厨子扉絵の
梵天・帝釈天、東金堂十二神将と浄瑠璃寺十二神将、旧西金堂の薬
王・薬上菩薩と東大寺中性院弥勒菩薩および峯定寺釈迦如来の間に
は、それぞれ図様形成に関して一定の共通性が認められた。貞慶は、
自ら起草した笠置寺般若台の供養願文中、六角経台に安置した釈迦、
文殊について「抑も此の佛像は伝聞するに古先帝の造る所也。大聖
文殊は五台より来る。刻彫開眼して再び靈異を示す」と記し、また

なお、東・西金堂の脇仏造像では仏師定慶が大いに手腕をふるい、
中心的な役割を果たしたとみられるが、峯定寺釈迦如来や東大寺中
性院弥勒菩薩を定慶の手に帰することができる。貞慶と定
慶の関係がさらに問題となろう。東・西金堂の脇仏の復興に統一性
が感じられるのは、単に貞慶がプロモートしたからというだけでは
なく、その意図を汲み取り、実際に図様を形成し、さらに彫刻へと
昇華させた定慶の働きがあつてこそではないだろうか。熊田由美子
氏は、東大寺南大門仁王像の図様、興福寺北円堂無著・世親像の鑽
袈裟に宋代図様形式の摂取が認められること、それが重源の宋風志
向に影響を受けたものであること、しかし運慶は宋代図様形式を周

到な配慮をもって撰取し、その彫刻化にあたっては伝統図様形式とも折衷しながら、主体的に改変していることを論じている。⁸¹⁾ おそらく、東・西金堂の脇仏諸尊、峯定寺釈迦、中性院弥勒の造像にあたって、定慶も運慶と同様に主体的に図様を形成したのであろう。伝統図様と宋代図様をきわめて大胆、そして直截に撰取した、当代一般の図様からはむしろ孤立した印象さえ与えるそれらの図様には、貞慶の意図に端を発しながらも、定慶が志向した写実性と装飾性が強く打ち出されているとみるべきであらう。

興福寺の復興事業では、工匠や仏師の選定が沙汰分担と密接に関わっていたが、寺家沙汰による東・西金堂の復興造像では寺家が仏師を選定したと考えられ、そこで抜擢されたのが定慶であった。定慶は、造像銘記のほかには同時代の文献にはまったく記されず、興福寺の復興造像以前の活動としては、寿永三年(一一八四)に春日大社散手面を手がけたことが同面の銘記によって知られるだけである。⁸²⁾ それでは、定慶とはいかなる仏師だったのであろうか。定慶は、東金堂維摩や旧東金堂帝釈天の銘記で「法師」と称されるように、興福寺の学衆の末端に連なる存在であった。⁸³⁾ 運慶が願成就院や浄楽寺の造像時に「勾当」という下所司クラスの身分であったのに比べるとやや低い身分である。⁸⁴⁾ その意味では、仏師としてはやはり運慶よりも出世の遅れた快慶に近い立場にあったのかもしれない。快慶は、早くから安阿弥陀仏を称し、重源率いる同行衆の一員であったことが知られる。⁸⁵⁾ そして、重源とのつながりを軸としながら、時々に応じて明遍、貞慶、明恵といった高僧たちとも結びつき、造像活動を展開した。だとすれば定慶は、あくまで想像の域を出ないものの、たとえば瞻空が能書家として北円堂弥勒に納められた『宝篋印

陀羅尼』を書写し、海住山寺の寺額を書して貞慶の活動に寄与したように、いわば貞慶の同朋的な存在として、峯定寺像、中性院像、そして東・西金堂の脇仏諸尊の造像に携わったと考えることもできるのではないだろうか。

第三章 貞慶の果たした役割

―興福寺復興経過の再検討―

第一章においては、貞慶が五重塔、北円堂の復興に尽力したことを文献から探り、第二章においては、東・西金堂の脇仏諸尊の復興に貞慶が関わっていた可能性を論じた。ここでは、そうした貞慶の働きを、治承兵火後の興福寺復興の全体から照射してみることしたい。

大河直躬氏は、かつて建築史の立場から、沙汰分担にも注目しながら興福寺の鎌倉復興を三期に分けて論じている。⁸⁷⁾ すなわち、第一期は治承五年の除目・国苑から文治二年(一一八六)に兼実が摂政・氏長者となるまで、第二期はその後建久七年(一一九六)の政変において兼実が失脚し、源通親が政治の実権を握るまで、そして第三期をそれから復興の句切りがつく寛元元年(一二四二)頃までとし、第一期には寺家沙汰によって食堂、東・西金堂が、第二期には主に兼実の力によって講堂、南円堂、中金堂、南大門、⁸⁸⁾ 中門が、第三期には寺家、氏長者沙汰を含む様々な方法によって五重塔、北円堂、僧房などが造営されたという。沙汰分担と造営年次との間に密接な関連があることも注目されることであつた。

一方、仏像の復興を、この時期区分にしたがってたどると次のと

おりである。第一期には維摩会本尊である講堂の維摩・文殊像が氏長者沙汰によって急ぎ造立され、次いで講堂本尊阿弥陀が造立されたが、寺家沙汰による食堂本尊千手は途中で造立が頓挫した。第二期には建物の場合と同じく講堂、南円堂、中金堂、南大門、中門の諸尊が兼実の力のもとに造立され、そのほか寺家沙汰によって西金堂本尊釈迦が造立されたが、東金堂本尊は山田寺講堂本尊を奪取して据えた。第三期にはまず東・西金堂の脇仏が寺僧の手で順次に造立され、五重塔、北円堂の諸尊がおそらく氏長者の援助によって成り、そして第一期に頓挫した食堂本尊がようやく完成した。このように、仏像の復興に関しては、大河氏が想定した三期にあてはめようとすると、必ずしも沙汰分担と造立年次との間に密接な関連が成り立たない。

建物の造営と造仏の両方の復興を見通すならば、興福寺の復興事業は、むしろ中金堂の完成を契機に行われた建久五年（一一九四）の興福寺供養（以下再興供養）を境に、大きく二つに分けてとらえることができるのではないだろうか。復興事業は、平安後期以来の興福寺の造営方式を踏襲して、大別して公家、氏長者、寺家の三者で沙汰分担された。ただし、たとえば永承二年（一一〇四七）の復興と比較すると公家沙汰の実効性は大きく後退しており、実質的には氏長者と寺家の力でなされたとみてよい。そして、再興供養は、氏長者沙汰の講堂、南円堂、公家沙汰の中金堂など、いずれも氏長者が主体となった堂宇と尊像の完成を待って行われた。実際、氏長者沙汰、公家沙汰の復興事業は、再興供養後には主体的にはほとんど行われていない。一方、寺家沙汰による復興事業は、食堂、東・西金堂の造営と東・西金堂の本尊の安置が再興供養以前において比較

的早期に実現したのに対し、残りの復興事業はほとんどが再興供養後まで放置された。

ところで、寺家沙汰に関しては、復興供養の前後において大きく性格を変化させていることも注目される。供養前は大和国への支配権を背景に、国民領、寺僧領への所課によって事業を推進しようとした。しかし、それはすぐに行き詰まり、元暦二年（一一八五）、東金堂の造仏にあたって寺家は氏長者以下の公卿に勧進を申し入れることとなった。たとえ氏人、貴族階級に対するものであったとはいえ、おそらくこれが寺家による最初の勧進活動であったとみられる。そして寺家は、これ以降、沙汰の方法を所課から勧進へと次第に変化させていくのである⁹⁰。

ここで、ともに復興の沙汰に関わる、相前後して発給されたふたつの文書を比べてみたい。ひとつは食堂造営に関わる寿永二年（一一八三）三月付の奉行六名署判の文書⁹¹、もうひとつは北円堂復興の契機となった建永二年（一一〇七）八月三日付の「興福寺政所下文」⁹²である。前者は、食堂造営のために養和元年（一一八一）に大和国の国民領、寺僧領に段別一升の段米を課したが、国民も寺僧も多くが賦課を逃れ、完納した者が少ないので食堂の造営がまだ終わらないことを訴え、国民領は食堂造営に充てるため、食堂造営には僧綱から中臈までの寺僧領を充てること、そして以降の滞納に対して厳しい措置をとることを述べている。なお、養和元年八月七日付「東大寺所司等解案」⁹³によれば、興福寺は東大寺領や同寺僧領に対しても興福寺造営のために賦課していたことが裏付けられる。同解案はそれに強く抗議したもので、食堂造営に関わる文書とあわせて、この時期に興福寺が強引に造営費用を徴収しようとしていたことが

うかがえる。一方、後者の政所下文は、大和国における神仏の恩恵を述べるとともに、治承以来の不安な時局に寺家下部等が苛酷な取立を行ってきたことに触れ、今度の北円堂復興は格別な願いであり、課役ではないので心と力に随って勧進に応えるようにと訴える内容である。ここに言う苛酷な取立とは、まさに先の大和国の国民領、寺僧領への賦課に違いない。美辞麗句を重ね、弁明めいた文言を盛り込むなど、下文としては少し奇妙に思われ、また菩提山専心上人の意を受けて発給する形をとっているのも特異である。郡刀禰を宛名とした下文であり、興福寺の大和国支配体制を利用した勧進ではあるものの、賦課のイメージを払拭することに細心の注意を払っているようである。このように復興事業の初期と、再興供養後の復興後半期では沙汰に対する寺家の姿勢に大きな変化がみられるのである。

興福寺の造営方式については、貞永元年（一一三二）に覚真が進めた「希代の勧進」を契機として、十三世紀後半には勧進が「土打役」と称される一國平均役へと体制化されることが安田次郎氏によって指摘されている。⁹⁵ こうした方式に比べ、北円堂復興における専心を前面に立てての勧進、人心に訴えての勧進は、懐柔策かと思えるほど慎重な態度といえよう。それは、治承以来の復興事業のなかで大和国に対する造営用途の賦課が行き詰まり、そこで寺家が講じた苦肉の策だったのではないだろうか。また、想像を逞しくすれば、東大寺復興の勧進をつとめた重源と同じような役割を専心上人に期待していたとも思われる。

政所下文から看取されるこうした寺家の微妙な態度は、これと表裏一体の関係にあった勧進状にもうかがえる。勧進状は奥上に別当

（良円）、権別当（信憲）、前大僧正（雅縁）、奥下に三綱の連署がある。平安後期から鎌倉時代にかけて発給された興福寺政所下文の場合、初期には別当一人の署判であったが、十二世紀からは別当の地位の低下、政所における実際の権限の三綱への移行を背景として、別当に替わって三綱（所司）と下所司（権専当・大知事・知事）の署判となる⁹⁶ことが指摘されている。東大寺政所下文では、同じような状況のなかでも別当の署判が残るが、興福寺ではそれが消滅するという。別当と三綱の両方の署判を伴う勧進状は、そうした状況からすれば例外的な文書形式と言え、「興福寺」を冠した文書であることから、まさに別当と三綱が一体となって寺家の意志を表明したものと考えられよう。それは、文中にいうごとく北円堂が興福寺のなかでも中金堂に次ぐ濫觴を有し、本尊弥勒が法相宗の祖であることもさることながら、復興事業の行き詰まりに対する寺家を挙げたの危機感を表明しているようである。

さて、この政所下文と勧進状を草したのは他ならぬ貞慶であったが、勧進状に連署する三綱のうち良円は兼実息で、九条家と貞慶との関係は第一章第一節に述べたとおりである。さらに、権別当信憲と貞慶とは従兄弟であるとともに覚憲の同門であり、雅縁も笠置寺を模して大野寺に弥勒磨崖仏を造立するなど貞慶から思想的影響を受けていた。貞慶は、南都教学における旗手として、その他の学衆からも支持を得ていたことであろう。貞慶がこの政所下文、勧進状起草する⁹⁷という大役を担うことになったのは、興福寺を中心とする南都仏教界の伸張を期する貞慶自らの意志もさることながら、彼がまさに寺家の全体から期待される存在だったからではないだろうか。

以上、いささか論旨に曲折があつたが、興福寺の鎌倉復興は、建久五年（一一九四）の供養を境として前後に大きく区別されること、また寺家沙汰はその前後で大きく性格を変化させていることを確認してきた。そうした興福寺の復興経過のなかで、貞慶が力を果たしたのは、五重塔、北円堂の復興、そして東・西金堂の造仏といずれも後半期のことである。しかも、貞慶は後半期の主要な復興事業のほとんどに関与していたことになる。また、この時期の寺家の難しい立場を考えるならば、あるいは貞慶その人が所課から勧進へという寺家沙汰の方式の変化を可能にしたキーパーソンであつたとも言えるのではないだろうか。それはともかくとしても、再興供養までの復興事業の最大の立て役者が兼実であつたとすれば、貞慶こそその後の復興事業の最大の立て役者であつたと評価できよう。⁸⁵

結びにかえて―南円堂四天王をめぐる―

筆者は、以前、興福寺南円堂と中金堂の二具の四天王像について、中金堂四天王像こそが、文治五年（一一八九）、康慶が造立した本来の南円堂四天王であり、これに対し、現在の南円堂四天王像は、一二〇〇年前後に造立された東金堂四天王であることを論じた。また、その論証過程において、東金堂の鎌倉復興像と現在の南円堂四天王像とともに古典的図様と新渡の宋代図様とを採用し、それを大胆に融合して図様が形成されていること、東金堂復興像のうち維摩、梵釈の三像が定慶作であるが、南円堂四天王像にも定慶の手を推定しうることを指摘した。⁸⁶

しかしながら、その後、中金堂四天王の位置付けについては大方

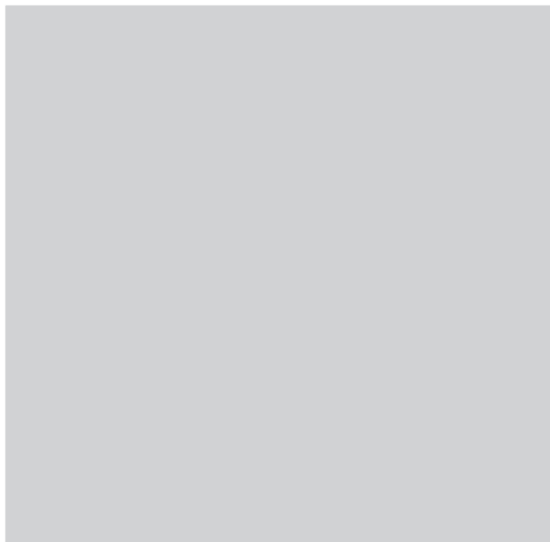
の賛同を得ているものの、南円堂四天王については建暦二年（一二一二）頃、運慶一門が造立した北円堂四天王にあたるのではないかととの異論が出されている。伊東史朗氏は、南円堂四天王の広目天を持国天、持国天を増長天、増長天を広目天に入れ替えると、その形相が京都国立博物館蔵興福寺曼荼羅中の北円堂四天王のそれに近いこと、そして南円堂四天王の髪際高が『興福寺濫觴記』に記される北円堂四天王の像高六尺に合致することを指摘する。⁸⁷伊東氏は、さらに平成九年一月に開催されたシンポジウム「興福寺南円堂の彫刻をめぐる」において、南円堂四天王の持国天（現広目天）を湛慶作の高知・雪溪寺毘沙門天、広目天（現増長天）を康弁作の興福寺天燈鬼、多聞天を康勝作の六波羅蜜寺空也上人に比較し、それぞれに共通する仏師の個性が表れているとして、南円堂四天王は湛慶以下の運慶四息が一体ずつを担当した北円堂四天王にふさわしいとした。同シンポジウムでは、松島健氏や西川杏太郎氏が、南円同四天王が北円堂の鎌倉復興像である弥勒、無著・世親と同じく桂材による寄木造で、その用材の寸法や造法にも類似がみられるとして、伊東氏の北円堂説を補強する見解をしめしている。⁸⁸また、鈴木喜博氏は、南円堂四天王の身色、広目天の岩座台木の「東一」の墨書から、伊東氏が唱えた入れ替え案を支持し、南円堂四天王が桂材を用いることから「北円堂」伝来であり、運慶工房による作である可能性が高いとする。⁸⁹瀬谷實之氏は、やはり身色から伊東氏の尊名比定を認めたとうえで、「陰陽四色系」の身色が主流をしめる興福寺四天王のなかにあつて、南円堂四天王の身色が「多聞天密教系」であることに注目し、そうした転換の背景に解脱房貞慶の存在を想定するとともに、南円堂四天王について貞慶が造営に関与した北円堂像であつ

た可能性を示唆する⁽⁸⁾。南円堂四天王の位置付けについては、このように北円堂説が盛んに唱えられる一方、南円堂四天王の作風を運慶の作風と認めうるかどうかという疑問が北円堂説に対して投げかけられるものの、東金堂説を補強する新たな見解はその後呈示されていない。ただ、現在提起されている北円堂説が、南円堂四天王の様式が鎌倉時代初期の奈良仏師による神将形像の様式変遷に照らしてちょうど一二〇年前後の様式をしめしていること、その細部の造形に運慶ではなく定慶の特徴がみられること、またその図様の特質といった彫刻史におけるより本質的な問題を看過していることは遺憾である。とは言いながら、筆者自身も、今この問題について言明する用意はない。しかし、ここまで拙論で考察してきたことを踏まえ、現時点における私見を述べてみたい。

南円堂四天王像は、まずその図様に着目すると、両手の制と持物が東大寺戒壇院四天王にほぼ一致し、大袖と裙をつけない服制についても明らかに奈良時代前半のスタイルを踏襲している。これに加えて、持国天・多聞天がつける膝甲、正面に箱形を付す増長天の腰帯、多聞天の腰甲周縁部にみられる縁が反転し雲状に渦巻く小札の形状などにも復古的な性格を認めることができるようである。膝甲は正倉院漆金銀絵仏龕扉第一扉A面・第二扉B面の神将像や延暦十年(七九一)興福寺北円堂四天王のうち多聞天にみられ、増長天の腰帯の先例はやはり正倉院漆金銀絵仏龕扉第二扉B面像にみられる。多聞天は、袴の裾を脛当の外に垂らし、縄を編んだ杵をはく。これは模本として伝わる戒壇院扉絵の四天王など奈良時代の例がある。また、多聞天の腰甲の小札については、興福寺東金堂四天王のうち多聞天の前楯に用いられているものと同種である。なお、衣や鎧で

はないが、持国天の額が禿上がっていることも注目され、これも戒壇院扉絵の四天王に先例がある。このように、本四天王像は奈良時代の神将像を基本的なモデルとして、服制や鎧の細部には奈良から平安時代初期にいたるまでの種々の形式を幅広く取り込んでいる点に特色がある。こうした復古的な要素とともに、本四天王像の細部形式には宋代図様との関連も指摘できる。持国天は、東金堂文殊菩薩にもみられた左右に異相の鬼面を配する胸甲をつける。また、増長天は雲状の唐草文で飾る天冠台をつけるが、これも瑞光塔舍利宝幢木函の持国天、さらにそうした宋代絵画からの影響が指摘される宅間勝賀筆の十二天屏風のうち月天像にみられる天冠台に近い。本四天王像は、このように復古的な図様を基本にしながら、そこに積極的に宋代図様を摂取し、両者渾然一体となって図様が形成されている。こうした図様形成の特徴は、拙論でみてきた東・西金堂の脇仏諸尊、あるいは海住山寺や峯定寺など貞慶ゆかりの造像における図様形成とやはり同趣ではないだろうか。拙論でも改めて指摘したように、貞慶は北円堂の造像にも関与しており、その意味では北円堂造像における図様形成にも復古的あるいは宋風といった特徴が表れていても不思議ではない。実際、無著・世親像の瓔袈裟には宋代図様の摂取が認められている。しかし、さらに問題となるのは、施主やプロモートする僧侶の意図を受けて、仏師がいかに実際に図様を形成し、また彫刻化するかである。そうした観点に立てば、南円堂四天王における装飾性に富んだ、幾分あくの強い図様形成は、やはり東・西金堂の脇仏、峯定寺釈迦、東大寺中性院弥勒などの諸像に相通じるものと言えよう。逆に、熊田由美子氏が指摘したような運慶による図様形式の採用の仕方、すなわち周到な彫刻的配慮を加

えつつ造形化するという態度とは、明らかに異質のものではないだろうか。



挿図25 海住山寺多聞天（旧五重塔）

あることが支持されている^④。南円堂像が裙をつけない奈良時代前期の服制を踏襲し、東大寺戒壇院四天王像に近い構成であるのに対し、海住山寺像は鎌倉復興の東大寺大仏殿様四天王



挿図24 興福寺南円堂多聞天

ここで、南円堂四天王と海住山寺四天王を比べてみたい。海住山寺像は、デフォルメされた面貌や左右に鋭く靡く裙裾の表現などが、興福寺西金堂金剛力士像と類似することが注目されるが、その法量や作風から、建保二年（一一二四）に完成した同寺五重塔に

王の系譜にあつて、裙裾を長く垂らした天平後期以降の一般的な服制をとり、両者の基本的な図様の相違は明らかである。しかし、細部形式に目をやると、両多聞天の獸頭を配した甲締具の構成（挿図24・25）、南円堂広目天と海住山寺持国天の腰帯を嚙む前脚を伴う龍形といった特徴的な形式に類似が認められるのである^⑤。鎌倉復興の東・西金堂の脇仏諸尊は、海住山寺五重塔をはじめ貞慶関係遺品と図様や作風にしばしば類似が認められたが、南円堂像に海住山寺像との接点^⑥が認められることは興味深い。また、東金堂十二神将と西金堂金剛力士像に共通した、血管を浮き立たせ、眉や目を極端につり上げ、柔軟な肉取りをみせる面貌表現の特色が南円堂四天王像にも通じることはやはり注目すべきだろう（挿図26・27）。

南円堂四天王を旧北円堂と考える最も積極的な理由は、材の種類であろう。しかし、北円堂像の場合、御衣木に寺領の杉木を用いていることには注意を要するであろう^⑥。他の寺家沙汰による造像において同じ寺領の杉木が用いられた可能性も否定できないからである。東・西金堂の脇仏諸尊の造像が、各々個別に企図され、異なる事情のもとで遂行されていた事情を考慮すれば、四天王像にだけ異なる種類の材が用いられることがあつても何ら問題はないと思われる。鎌倉彫刻様式の生みの親とも言うべき康慶は、南円堂諸像の造立において、果敢に写実表現にいどみ、本尊や現中金堂四天王では圧倒的な量感によって仏の实在感を前面に打ちだし、法相六祖ではあまりに人間的な相貌によって以前の祖師像がそなえていた聖なるイメージを打ち破った。ところが運慶は、たとえば無著・世親において、迫真性のうちに法相六祖にみられるような卑俗感を消し去り、統一感と緊張感のうちに写実表現をより高い次元に昇華させている。

また快慶は、実在感を親しみやすさとして消化し、康慶作品では行き過ぎとも思える写実表現に整齊をくわえている。鎌倉時代初期を代表するこれらの仏師に対して定慶は、東金堂の維摩に代表されるように、相貌には卑俗感さえ厭わない徹底した写実性を発揮し、衣の表現では写実性に装飾性を加味している点に特色がある。こうした定慶の彫刻家としての志向性、そして運慶や快慶にも十分に比肩する卓抜した彫刻的技量に鑑みれば、現南円堂四天王の作者としてはやはり定慶がもっとも相応しいと思われる。そして、その本来の安置堂宇については、材種や像高も含めたさまざまな観点からの検討がなされるべきであろうが、

挿図26 興福寺南円堂広目天

しかし何といつても作者の検討が最も肝要ではないだろうか。南円堂四天王の図様形式や彫刻としての志向性に定慶の個性が認められるとすれば、その本来の安置堂宇は彼が手腕をふるった東金堂か西金堂とみるのが自

挿図27 興福寺金剛力士吽形(旧西金堂)

討がなされるべきであろうが、しかし何といつても作者の検討が最も肝要ではないだろうか。南円堂四天王の図様形式や彫刻としての志向性に定慶の個性が認められるとすれば、その本来の安置堂宇は彼が手腕をふるった東金堂か西金堂とみるのが自

然であり、両堂における脇仏の造立経過、定慶の関与の仕方などをさらに判断材料に加えるならば、やはり東金堂であったとみるべきではないだろうか。

〈注〉

- 1 貞慶の事績については、『大日本史料』第四編之十二、建保元年二月三日条貞慶寂伝のほか、平岡定海「日本弥勒浄土思想展開史の研究」(『東大寺宗性上人之研究並史料』下所収、一九六〇年三月、日本学術振興会)、田中久夫「著作者略伝」(日本思想体系一五『鎌倉旧仏教』所収、一九七一年十一月、岩波書店)等、諸先学の研究に詳しい。以下、各事績の出典等については、それらをもとに作成した付録の年表を参照されたい。
- 2 佐脇貞明「貞慶の観音信仰と覚真」(『龍谷史壇』四二、一九五七年七月)、上田さち子「貞慶の宗教活動について」(『ヒストリア』七五、一九七七年六月)等。
- 3 富村孝文「貞慶の聖的性格について」(『社会文化史学』一三、一九七六年九月)。
- 4 保井秀孝「貞慶の宗教活動」(『日本史研究』二三四、一九八一年四月)。
- 5 安田次郎「勸進の体制化と『百姓』—大和の一国平均役Ⅱ土打役について—」(『史学雑誌』九二—一、一九八三年六月)。
- 6 大河直躬「鎌倉初期の興福寺造営とその工匠について」(『建築史研究』三一・三二合併、昭和三十七年八月)に詳しい。
- 7 『春日神社文書』一六。
- 8 逐申 以此状可令折中、一寺之感応不空候歟、三面僧房・御塔事、廻計略、所申沙汰候也、北円堂者不日可造営之由、被仰下て被付備後了、其上、寺家可催驚候歟、当寺之興隆、此時得其状候歟(後略) 田沢坦「南无阿弥陀仏作善集(校刊)小引」(『美術研究』三〇、一九三四年六月)。
- 9 『三長記』(『増補史料大成』)同日条。
- 10 『雑々聞書』三(内閣文庫大乘院文書二二函三六七号)所収。同状は、

応永十八年に落雷によって焼失した五重塔の再興をめぐる六方衆徒群議を記したもので、その冒頭に「夫以東金堂塔婆者貞慶上人勸進修造之後、回録既及兩度、仏匿滅已者寺門衰微之基也。(後略)」とある。この史料については前掲注5安田論文がすでに注目している。

11 前掲注5安田論文では、東金堂塔婆を東金堂と五重塔と解されているようだが、東金堂塔婆とは東金堂院の塔婆、すなわち五重塔の意味。大岡實『南都七大寺の研究』(一九六六年十月、中央公論美術出版)による。

12 『続群書類従』巻第二一八。

(前略) 思其德者。當初於春日社頭。筭置解脱御房參會。初相上人。殊生帰依。慇懃清談。予東金堂塔勸進造宮。住京之時。任靈夢告。別發大願。請法性寺安阿弥陀仏。如法如説。造藥師像。和州信貴山麓。興隆小伽藍。号総持寺。将奉安置。而未遂開眼供養。幸今奉遇聖人。枉令成就至願云々。恐怖大辞言。尊下者。六宗之名匠。萬人之帰憑也。愚僧者。云智分。云戒行。闕心供之徳。非将導之仁。蔽旨之趣。謝而有余。為恐為恐云々。然猶返々密談。芳契都無矯飾。催敬信故。隨其命旨。參詣彼寺。開眼供養畢。驗仏御坐。道俗群參云々。(後略)

右に引用した『三輪上人行状』(以下『行状』と略す)の一節は、慶円の有徳を示そうとしたもので、解脱房貞慶が自ら発願した総持寺薬師如来像の開眼供養の導師を慶円に依頼したという逸話である。拙稿では、この一節のうち、貞慶が自ら「東金堂塔を勸進造宮」したと語っている一句に注目する。なお、『行状』については、かつて水野敬三郎氏が快慶資料の一つとして注目されている。

水野敬三郎「法性寺安阿弥陀仏と解脱房貞慶」(『MUSEUM』九二、一九五八年十一月)。

13 慶円については、ほかに正中二年(一二三二) 栄海著『真言伝』巻七に『行状』に拠ったとみられるほぼ同一の記載がある。また『元亨釈書』『日本高僧伝』などの僧伝類にも記されるが、それらの内容もあくまで『行状』を踏まえたものとみられ、『行状』に記された彼の事績については、残念ながら他の史料によって裏付けることができない。『行状』は、慶円の没後三十年以上を経て記されたものであるうえに、内容的にも靈驗説話を多く記しており、その一言一句までを信じるこ

とはできない。ただ、「大野寺石仏弥勒尊造立実録」や「楊柳山慈尊院大野寺略縁起」によれば、承元元年(一二〇七)十月八日、後鳥羽上皇の御願になる大野寺磨崖弥勒石像の造立に際し、その地鎮を務めたことが知られる。

14 石田尚豊「重源の阿弥陀名号」(『大和文化研究』六一八、一九六一年八月。同『日本美術史論集』所収、一九八八年二月、中央公論美術出版)。富村孝文「貞慶の聖的性格について」(『社会文化史学』へ駒沢大学文学部社会文化史学会編)一三、一九七六年七月)。同「貞慶の同朋と弟子たち」(立正大学史学会創立五十周年記念事業実行委員会編『宗教社会史研究』所収、一九七七年十月、雄山閣出版)。

15 堀池春峰「大和尚重源上人の作善」(『仏教芸術』一〇五、一九七六年一月)。

16 最勝金剛院については、杉山信三「藤原兼実建立の御堂三三について」(『奈良国立文化財研究所学報』三、一九五五年十二月)を参照した。興福寺復興造仏では、九条兼実が氏長者として沙汰した文治四年から五年にかけての南円堂造仏も、当時自身が伝領していた最勝金剛院で行っている(『玉葉』文治四年六月十八日条)。

17 野村育世「皇嘉門院の経営と九条兼実」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊』第十四集、哲学・史学編、一九八八年一月)。

18 『鎌倉遺文』一六九四。『弥勒感応抄』一所収。以下「勸進状」と略す。興福寺

請被如旧建立北円堂院状

瓦葺円堂一字 八角各一丈七尺
高一丈六尺

瓦葺門一字

瓦葺廡廊一周 東西各長十四丈四尺、北長十五尺
南門左右各長六丈二尺並広一丈二尺
長三尺九寸

弥勒仏像一軀 高三尺六寸五分

脇侍菩薩像二軀各 高五尺五寸

羅漢像二軀各 高五尺八寸

四大天王各 高五尺八寸

右、案流記云、許院者平城宮御宇、奈保山太上天王并中太上天皇、為藤原太政大臣所被建立也、養老五年秋八月丹靑方畢、庄嚴就功、八柱四扉、縮囷天於摩尼宮之裏、金姿玉毫、照方寸於頗梨鏡之前、蓋淡海

公報國之聖德、則兩天子賞功之遺美也、爰去康子之歲、遇回録之妖以降、六宇之堂閣漸復旧儀、一院之基跡空以荒廢、三千行学之衆朝暮巡礼之間、各每胡跪于壇下之風、先添殷憂於苔上之露、就中円堂者、次于金堂而為吾寺之濫觴、慈尊者爰于积尊、而為一宗之大祖、濬既不輕、默而難止、仍專心上人任身於仏、雖察疑謗之趣、試企勸進之儀、昔法興律師之造弥勒大閣也、早終三層七間之土木、今一寺衆僧之失補処靈場也、空移二十八之皇灰、時世不同、聞昔恥今、仍自微至著、先專寺家之肩負、歷近及遠、且唱和洲之知識、未必用杞梓之良材、未必求金玉之至宝、仏界只感志、法化何重名、若有与善之人、幸為結縁之初、噫呼、祇蘭敷金之力、縱謝富勢於須達之一蔵焉、伽藍校礎之功、蓋期奇瑞於兜率之二宮矣、仍奉唱如件、

建永二年八月 日

上座法橋 長真

別当權僧正

寺主大法師 盛実

權別当法印

泰実

前大僧正

權寺主威儀師円盛 範増

都維那法師 玄能

都維那威儀師覺勝

都維那法師 慶実

權都維那法師範嚴

20 『鎌倉遺文』一六九三。『弥勒感応抄』一所収。以下「政所下文」と略す。

政所下 城下郡刀禰司等

可早任菩提山上人勸進、以清浄心奉加造北円堂用途、兼諸郷沙汰人等納奉加物、早速奉送南都勸進所事、

右、当洲者本朝之勝地、倭國之濫觴也、古風近于華洛、仁義超于辺民、彼人代之始者、神武天皇之御宇也、釈教之興者、欽明天皇之聖代也、皆於当國系開其化、王法仏法源起此地、靈仏靈神多卜此境、誠有所以乎、就中至于我三寶大明神之慈悲擁護者士女猶知、況於有誠乎、凡中古以来久止吏務、甲乙訴訟雖經天奏、理非裁断先任寺家、六十余洲頭蜜諸宗何固何寺復有此例哉、不是住侶之責、只仏法之責也、不是權威之重、只神意之重也、天下所推不足始称、依之洲県皆平安、老少悉偃

息、郊野立錫之地、無不耕作、山谷容身之洞、併為寺院、云父母之水菽、云子孫之養育、何物非土産、何事非冥助、剩以余力各營功德、雖知貧福之隨身、誠如日月之分光、彼治承・養和之比、南都衰微之時、万人悉憂畏、一所無安全、暫時猶尔、況於永代乎、但寺家下部等、寄事於左右、每有催促、先致苛酷云々、雖加嚴誠、不及懲肅歟、至今度者、寺家別有深重之御願、上人偏住無想之弘誓、不指課役、不指譴責、只隨人心、又隨其力、各抽清浄之思、勿廻遁避之計者、所 仰下知如件、郡司等宜承知、敢勿違失、以下、

建永二年八月三日

知事法師

所司三綱等 在判

21 『承元四年具注曆』裏書によれば、同年十一月二十六日に宝形（露盤か）を据えて上棟に擬したという。

22 北円堂本尊弥勒仏納入の『宝篋印陀羅尼經』奥書に建曆二年正月二十七日、同じく「仏子専心弥勒菩薩像納入願文」に建曆二年二月五日の日付がみえ、この頃像が完成し、間もなく開眼供養されたと考えられる。

23 水野敬三郎「興福寺北円堂の鎌倉再興造像と運慶」（日本古寺美術全集五『興福寺と元興寺』所収、一九八〇年七月、集英社。同『日本彫刻史研究』所収、一九九六年一月、中央公論美術出版）

24 『猪隈関白記』承元二年十二月十七日条（『大日本史料』同日条）。

25 前掲注1平岡論文。前掲注23水野論文。

26 前掲注14富村論文。

27 『鎌倉遺文』一〇〇九。

28 日本思想体系一五『鎌倉旧仏教』（一九七一年十一月、岩波書店）所収。

29 上横手雅敬「最後の頼朝書状」（『鎌倉遺文月報』二、一九七二年三月）

30 同『鎌倉時代政治史研究』所収、一九九一年六月、吉川弘文館。

31 田中久夫「収載書目解題」（『鎌倉旧仏教』日本思想体系一五所収、一九七一年十一月、岩波書店）。

32 前掲注1平岡論文。前掲注23水野論文。

33 前掲注4保井論文。前掲注14富村論文。

- 34 東金堂、西金堂の復興の経緯については、足立康「興福寺東金堂再建年代考」(『史蹟名勝天然記念物』七一九、一九三三年)、前掲注6大河論文にすでに明らかにされている。
- 35 『養和元年記』(奈良六大寺大観八「興福寺二」所収、一九七〇年十二月、岩波書店) 六月二十日条。
- 36 『養和元年記』同日条。
- 37 『中臣祐重記』(『春日社記録』一) 各日条。
- 38 『興福寺流記』(『大日本仏教全書』興福寺叢書一)。
- 39 『玉葉』同日条。これに依って兼実と大将良通、中将良経は計百石の用途を奉加したようである。
- 40 『玉葉』同日条。
- 41 『鎌倉遺文』六五、六六。
- 42 『玉葉』同日条。
- 43 『玉葉』同日条。
- 44 東・西金堂の脇仏は、現存し、銘記などにより両堂に安置されたことが確実な事例のみ取りあげたが、各像の基本的な情報については、いずれも奈良六大寺大観八「興福寺二」の下記に掲げる解説を参照している。なお、梵天・帝釈天については、水野敬三郎氏の所説のとおり、帝釈天が現在根津美術館の所蔵となっている、寺伝に西金堂像とされる一組を本来の東金堂像と考える。一方、寺伝に東金堂像とされる一組については、京都国立博物館保管「興福寺曼荼羅図」の西金堂に見える梵天、帝釈天とほぼ像容が一致することをやはり水野氏が指摘しているが、他にはこれが本来西金堂像であったと判断する根拠に欠けるため、ここでは取りあげない。また、十二神将については、波夷羅像の足柄に建永二年(一一〇七)に彩色を施したとの銘記があることから、一群の像は一般にその前後に造立されたとみられているが、岡直己氏によれば因陀羅像の像内に正治二年(一一〇〇)の銘があるともい(『興福寺の彫刻』近畿日本叢書「春日大社・興福寺」、一九六一年、近畿日本鉄道株式会社)、数年間および造像であった可能性もある。
- 田辺三郎助「維摩居士坐像(東金堂)」 「文殊菩薩坐像(東金堂)」 「十二神将立像(東金堂)」。
- 45 長谷川誠「金剛力士立像」「薬王菩薩立像(中金堂)」 「薬上菩薩立像(中金堂)」。
- 46 水野敬三郎「梵天立像」(同「日本彫刻史研究」所収、一九九六年一月、中央公論美術出版)。
- 47 前掲注44水野解説の注一、注二。
- 48 前掲注44長谷川解説の注五。
- 49 稲葉伸道「鎌倉期の興福寺僧僧集団について」(『年報中世史研究』一三、一九八八年。「興福寺僧僧集団の形成と発展」と改題して同「中世寺院の権力構造」所収、一九九七年五月、岩波書店)によれば、鎌倉初期の興福寺僧は大きく「学衆」と「禅衆」の上下二階層に分かれ、「学衆」はさらに戒牒によって上中下に区分されるといふ。また、興福寺の鎌倉復興では食堂の造営が「寺僧沙汰」とされたが、この時沙汰を要請された寺僧とは具体的には三綱以下の「上臈」「中臈」であったという。なお、室町末期の「尋尊御記」(興福寺蔵)には学衆の昇進次第として、「法師中臈等」「大法師三」「講四」「法橋五」「律師六」「法眼七」「權少都八」「少僧都九」「權大十」「大僧都十一」「法印十二」「權僧十三」「僧正十四」「大僧正是次第昇進也」とあり、最下位である法師を「中臈等」とすることから、上臈、中臈とは法師から大僧正にいたる学衆を指し、また東・西金堂の脇仏の造像においてはそうした学衆のうち法師から法橋クラスの僧が主体となっているようである。
- 50 前掲注44岡論文によれば、典拠不明ながら、東金堂十二神将のうち因陀羅大将に「正治二年六月十七日大法師長□、僧重慶」の銘があるという。これが造像主をしめすものだとすれば、十二神将もやはり下級の学衆によるものと考えられる。なお、前掲注44田辺解説注三は、重慶について玉葉治承五年(一一八二)正月の「注進状」、『養和元年記』 「御寺手斧始事」に名を連ねる上座法橋重慶に当たる可能性が指摘されているが、二十年の年代差からむしろ別人と考えるべきかと思われる。
- 49 林温「旧浄瑠璃寺吉祥天厨子絵諸尊をめぐる問題」(『仏教芸術』一六九、一九八六年十一月)。
- 50 唐招提寺金堂の梵天・帝釈天は、現呼称が本来とは逆である可能性が指摘されている。

51 齊藤孝「梵天立像・帝釈天立像（金堂）」（奈良六大寺大観一三）「唐招提寺二」一九七二年十二月、岩波書店。

52 海住山寺、浄瑠璃寺の歴史については、大和古寺大観七「海住山寺・岩船寺・浄瑠璃寺」（一九七八年八月、岩波書店）解説の田中稔「海住山寺の歴史」、伊藤延男「浄瑠璃寺の歴史」を参照した。

53 菊竹淳一「五重塔（壁画）」（大和古寺大観七「海住山寺・岩船寺・浄瑠璃寺」）。

54 金森遵「浄瑠璃寺吉祥天像に就いて」（『東洋美術』二四、一九三七年）。「大正新修大蔵経」図像第四卷四二二頁（以下、大正図像四一四二二）のように略す。

55 前掲注44田辺解説では、「世流布像」の午像と東金堂の酉像（迷企羅）が異なるとする。しかし、東金堂の酉像は「世流布像」の未像と一致し、むしろ東金堂の未像（額爾羅）が異なるようである。なお、「世流布像」と東金堂像、次に述べる旧浄瑠璃寺像の十二支の異同を表にすると次のようになる。

世流布像	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
東金堂像	午	丑	子	卯	辰	巳	酉	寅	申	戌	亥	未
旧浄瑠璃寺像	子	丑	戌	辰	巳	未	寅	申	酉	戌	亥	未

56 林温「桜池院藏薬師十二神将像と薬師如来画像―南都仏画考二―」（『仏教芸術』二〇三、一九九二年七月）。

裏書（大正図像四一四一八、『覚禅鈔』巻第三、裏書四七）によると永保二年（一〇八二）以前に興福寺で発見された図であるというが、錦織亮介氏は「玄証本薬師十二神将図小考」（『哲学年報』三三、一九七三年三月）において、この裏書が「世流布像」に関するものではなく、その前に掲出の獣頭の十二神将に関するものであり、大正図像の誤植を指摘される。一方、林温氏は、錦織氏の説が説得力のあるものと認めながら、『大日本仏教全書』においてもこの裏書が「世流布像」のものとされており、「世流布像」が南都における伝統的な図像とみられることなどから、なお諸本にあたっての検討が必要であると

する。

57 長寛二年に書写され、玄証の所持本であったというが、その後高山寺に移り、戦前までは益田家の所蔵となっていたが、戦後分断され、現在は諸家に分蔵される。『在外秘宝 仏教絵画 大和絵 水墨画』（一九六九年九月、学習研究社）における柳澤孝氏の解説参照。

58 秋山大「紀州桜池院藏薬師三尊十二神将図像に就いて」一〜四（『東方仏教』一九二七年三〜七月）以来の指摘である。

59 現在は東京国立博物館、静嘉堂文庫美術館、個人に分蔵される。伝来等については、松島健「鎌倉初期の慶派仏師の二作例」（『仏教芸術』九六、一九七四年五月）参照。

60 金子啓明「伝浄瑠璃寺旧蔵の十二神将像について―その図像と造形表現を中心に―」（『MUSEUM』三五九、一九八一年二月）。

61 大正図像七一四〇七〜四一八。

62 本像の納入品については、明珍恒男「木造釈迦如来立像」（『東洋美術』一六、一九三三年十一月）、毛利久「仏師快慶論」（一九六一年十月、吉川弘文館）、倉田文作「像内納入品」（日本の美術八六、一九七三年七月、至文堂）を参照。

63 西川杏太郎「弥勒菩薩立像（中性院）」（奈良六大寺大観十一「東大寺三」、一九七二年十月、岩波書店）参照。

64 峯定寺像と中性院像の類似については、毛利久氏がともに快慶が宋風に強く着目した時期の作品として指摘しているほか（注62前掲書）、水野敬三郎氏が同一作家の可能性を指摘し、特に定寛作の可能性を示唆している。なお、筆者は後に述べるように定寛作の可能性が高いと考えている。

65 水野敬三郎「運慶と鎌倉彫刻」（ブック・オブ・ブックス 日本の美術一二、一九七二年三月、小学館。同「宋代美術と鎌倉彫刻」（『国华』一〇〇〇、一九八二年五月。同『日本彫刻史研究』所収、一九九六年一月、中央公論美術出版）。

66 この点については、奥健夫氏からのご教示による。

67 水野敬三郎「維摩居士坐像」（大和古寺大観五「秋篠寺 法華寺 海龍王寺 不退寺」一九七八年三月、岩波書店）にすでに指摘されている。

- 67 鈴木敬編『中国絵画総合図録』一 アメリカ・カナダ編（一九八二年五月、東京大学出版会）A28-059。
- 68 ただし、東金堂像の背屏の笠木両端に付された蕨手の飾りは後補である。
- 69 鈴木敬編『中国絵画総合図録』一 アメリカ・カナダ編（一九八二年五月、東京大学出版会）A30-006。
- 70 拙稿「興福寺南円堂四天王像と中金堂四天王像について（上・下）」（『国華』一一三七・一一三八、一九九〇年）。
- 71 熊田由美子「東大寺南大門仁王像の図像と造形―運慶と宋仏画―」（『南都仏教』五五、一九八六年三月）は、国指定文化財の仁王像を衣制、阿吽位置、両腕の構えを基準に五種に分類するなかで、法隆寺および興福寺西金堂像をA型の典型としている。熊田氏によれば、A型は各時代を通じて最も一般的な形式であるという。ただ、自身で注記されるように、その分類は両腕の構えについては上膊位置を主とした概形によっており、次に述べるような細部にまでおよぶ比較ではない。細部にまで比較をおよばせると、この両像の類似は著しい。
- 72 『法隆寺中門・重要文化財塑像金剛力士像修理報告書』（一九六五年）、西川新次「金剛力士像（中門）」（奈良六大寺大観三『法隆寺三』一九六九年十一月、岩波書店）によれば、和銅四年（七二一）造立当初の姿は留めていないが、造立後間もない天平末―平安初期に全面的改造を受けた時の状態をほぼ保っているという。
- 73 前掲注44田辺解説。
- 74 水野敬三郎「運慶と鎌倉彫刻」（前掲注64同『運慶と鎌倉彫刻』所収）、松島健「興福寺」（小学館ギャラーリ新編名宝日本の美術三、一九九〇年十月、小学館）の十二神将立像解説、副島弘道「十二神将立像」（『週刊朝日百科 日本の国宝〇五六 奈良／興福寺一』一九九八年三月）など。
- 75 水野敬三郎「仏頭（木造）」（六大寺大観八『興福寺二』。同『日本彫刻史研究』所収）。
- 76 水野敬三郎「天燈鬼立像 龍燈鬼立像」（六大寺大観八『興福寺二』。同『日本彫刻史研究』所収）。
- 77 十二神将では波夷羅、伐折羅の二軀が腰辺で上下に材を積み重ねる構造である。
- 78 前掲注44田辺、前掲注74水野、同副島解説など。
- 79 『讚仏乗抄第八』所収「笠置寺般若台供養」（藤田経世『校刊美術史料寺院篇下』九七頁、一九七六年三月、中央公論美術出版）。
- 80 『讚仏乗抄第八』所収「笠置寺十三重塔扉願文」（藤田経世『校刊美術史料 寺院篇下』一〇五頁、一九七六年三月、中央公論美術出版）。
- 81 前掲注71熊田論文。
- 82 前掲注6大河論文。
- 83 金森遵「仏師定慶に就て」（『東洋美術』二五、一九三七年二月）。
- 84 前掲注47参照。
- 85 願成就院の銘札には「巧師勾当運慶」、浄楽寺像の銘札には「大仏師興福寺相応院勾当運慶」とある。かつて清水真澄氏は「仏師運慶の勾当職と堂衆の問題―林屋辰三郎氏に反論する―」（『仏教芸術』一〇二、一九七五年七月）において、勾当が三綱に連なる寺官であることを指摘している。稲葉伸道「中世東大寺寺院構造研究序説」（『年報中世史研究』創刊号、一九七六年。同『中世寺院の権力構造』所収）によれば、東大寺の寺院組織においては、勾当とは三綱に連なる公文所の構成員で、知事や専当等とともに下所司（下級の寺官）といわれるものであるという。また、永村眞「中世東大寺の組織と経営」（一九八九年、塙書房）は、専当や知事が本来造寺所の職員であることを明らかにしている。なお、清水氏は、運慶は「相応院の勾当」であったと解しているが、相応院は所屬を、勾当は身分を表すものと分けて理解しても問題はないだろう。
- 86 前掲注14石田論文。毛利久「俊乗坊重源と仏師快慶」（『仏教芸術』一〇五、一九七六年一月。同『仏師快慶論増訂版』所収、一九八七年十一月）。
- 87 前掲注6大河論文。
- 88 藪中五百樹「鎌倉時代に於ける興福寺の造営と瓦（上）」（『仏教芸術』二五七、二〇〇一年七月）は、興福寺の鎌倉期の復興、造営を網羅的に整理している。藪中氏は南大門については寺家沙汰であったとするが、妥当であろう。
- 89 前掲注88藪中論文。なお、平安期の復興については、小山田義夫「十

一、十二世紀における寺院の造営形態」(『日本歴史論究』所収、一九六三年、二宮書店)、藪中五百樹「平安時代における興福寺の造営と瓦」(『仏教芸術』一九四、一九九一年一月)を参照。

元暦二年以降、再興供養以前の寺家沙汰による復興事業は、文治三年(一一八七)に東金堂本尊を山田寺から奪取し、文治五年頃に西金堂本尊を造立したほか、文治三年に着手された南大門の復興がある。このうち南大門の造営については、前掲注88藪中論文に詳述されているように、建物については食堂の例にならって寺僧への賦課というかたちをとったようだが、金剛力士の造立開始が建久二年(一一九一)であったことから推せば、その造営には四年間を要したらしく、事業の遂行が難航したと想像される。また、その他については沙汰の具体的な方法が知られないが、東金堂本尊を奪取せざるをえなかったことに象徴されるように、いずれも事業が難航していたことは確かであろう。

一方、再興供養後に行われた東・西金堂の脇仏諸尊の造立は、東金堂維摩、梵天・帝釈天の造立こそ寺僧の進財によるものであったが、西金堂脇侍は寺僧の勸進によるもので、後の食堂千手の造立も勸進によるものである。また、五重塔、北円堂の復興も最終的には勸進によって実現されたと考えられた。一方、僧房の造営については正治二年(一一二〇)に復興が計画され、所課国方式によって進められたが、前掲注88藪中論文にやはり詳述されるように、きわめて難航したことが知られる。このように、元暦二年以降、所課国方式による復興は常に難航し、復興の推進力はむしろ寺僧が担うことになり、次第に勸進という方式が確立されていったと考えられる。

91

『平安遺文』四〇八一。

食堂造営料中 去々年段米未進事

(中略)

右、今月二日上臈中臈集会日、去々年段米、云寺僧云国民、多遁避少究済之間、食堂于今不造畢、依之自去年有様々儀定、雖被催促、敢無究済之人云々、於国民領者、以金堂段米沙汰之次、可被搜尋寺僧之中、自僧綱以下至于中臈者、先以進未之注文、可被触仰其領主也、自件注文到来之日、限十箇日中、可被究済、若被過其日数人領者、限三箇年被收公其領、可被充食堂之用途、但件未進之条、有存旨人者、不日可

被申子細、隨其由緒、可被仰下用否也、又雖出坪付、於不知其躰并在所之人者、無左右可被立札於地頭也云々者、早以進未之注文令触申、僧綱以下各可申奉也、兼被注付進奉之月日、自件日之後限十箇日、任衆儀可令致沙汰之由、自政所々被 仰下也者、

寿永二年三月 日 奉行

從儀師俊尊

威儀師圓盛

威儀師宜範

上 座忠慶

寺 主俊範

上 座建清

92 前掲注20。

93 『平安遺文』三九九五。

94 稻葉伸道「鎌倉期の興福寺寺院組織について―政所系列を中心に―」(『名古屋大学文学部研究論集』八〇、史学二七、一九八一年三月)。

「興福寺政所系列の組織と機能」と改題して同「中世寺院の権力構造」(所収)によれば、興福寺の政所下文は長者宣や勸學院政所下文の意を受けて発給されるケースが多いという。ちなみに、稲葉氏によれば、興福寺では政所下文は十一世紀後半に出現したが、政所下文はこれをもって消滅し、以後は公文書下文に完全にその役割を譲ることになるという。この他、この時期の興福寺関係文書の署判様式については、田村憲美「十一・十二世紀大和国における国衙領支配と興福寺」(『古文書研究』一九、一九八二年七月。同『日本中世村落形成史の研究』所収、校倉書房、一九九四年)を参照した。

95 前掲注5安田論文。

96 前掲注19。

97 前掲注93稲葉論文。

98 安田次郎氏は、「興福寺の雑役免庄園と院家領庄園」(『お茶の水史学』三三、一九九〇年四月)において、雅縁が貞慶や専心らによる興福寺再興の勸進活動を別当として背後から支えていたことを指摘し、さらに近年「中世興福寺と菩提山僧正信円」(大隅和雄編『中世の仏教と社会』所収、二〇〇〇年七月、吉川弘文館)において、信円が興福寺

再興に大きな役割を果たしたことを提唱している。特に後者の論文では、復興事業のなかでも最初期に行われた食堂造営に充てられた寺僧領への賦課が、治承兵火の直後に二十九歳の若年で別当に就任した信円の主導によるものであり、それが寺僧による所領の自己申告を前提に行われたことに注目すれば、信円と寺僧との間には勧進聖と結縁者という勧進の基本構図ともいえるべき関係が成立していたとする。しかし、前掲注88敷中論文に指摘されるとおり、すでに嘉保三年（一〇九六）被災後の再建時にすでに寺僧領を含めて大和国に造興福寺作料を課した例があり、こうした方式は旧態を踏襲したものとするのが妥当であろう。仮にこの寺僧領への賦課が勧進に近いものだったとしても、同時に国民領にも賦課したこと、その強引な賦課がすぐに限界を来たことは、その後の寺家沙汰による復興事業の停滞、北円堂復興に関わる政所下文などが伝えるところである。興福寺における本格的な勧進活動は、やはりそうした寺家の苦境を乗り越えるべく展開したとみるべきだろう。信円が別当の任にあったのは文治五年（一〇八九）までの十年弱であったが、その後もしばらくは大乗院、一条院の院主を兼任して寺内に君臨した。その間、東金堂維摩の造立に関わっていたことも知られる。安田氏の指摘のとおり、信円や雅縁の働きも決して無視されるべきではないが、彼らが復興事業をリードしたとみるよりは、むしろ寺内にあった彼らと寺外に身を置いた貞慶との協調関係がそれを結実させたとみるべきであろう。

前掲注70拙稿。

99 伊東史朗「興福寺曼荼羅と現存仏像」（京都国立博物館『京都国立博物館蔵 興福寺曼荼羅』所収、一九九五年三月。同『平安時代彫刻史の研究』所収、名古屋大学出版会、二〇〇〇年四月）。

101 興福寺国宝展記念シンポジウム「興福寺南円堂の彫刻をめくって」（主催：東京国立博物館／芸術研究振興財団、一九九七年一月二十五日、於東京国立博物館別館大講堂）。

102 鈴木喜博「東大寺南大門金剛力士立像の研究」（『鹿島美術研究』年報第一五号別冊、一九九八年十一月）。

103 瀬谷貴之「興福寺四天王像の再検討―その肉身色を手掛かりとして―」（『美術史』一四七、一九九九年十月）。

104 水野敬三郎「海住山寺」四天王立像（大和古寺大観七『海住山寺・岩船寺・浄瑠璃寺』。山本勉、和田圭子「新出の大仏殿様四天王像について」（『国華』一〇八六、一九九四年九月）。

105 両像の比較にあたっては、オリジナルである鎌倉再興の大仏殿四天王そのものの形式が問題となるはずである。たとえば南円堂多聞天と海住山寺広目天の甲下縁にめぐらされた大振りな花形飾も特徴的だが、これに関しては同じく大仏殿様の高野山金剛峰寺四天王とも共通するため、むしろオリジナルの大仏殿像の影響とみるべきであろう。

106 『猪隈関白記』承元二年十二月十七日条。

〈付記〉

挿図1・10は飛鳥園、5・20・21・23・24は坂本萬七写真研究所、8・10・12は日本美術院、25は奈良国立博物館からそれぞれ提供を受けたもの、3は『東京芸術大学蔵品図録』絵画一（一九七六年、第一法規）、4は奈良六大大観一三『唐招提寺二』（一九七二年、岩波書店）、6・11・13・15・17・18・26・27は奈良六大大観八『興福寺二』（一九七〇年、岩波書店）、7は日本美術全集一〇『運慶と快慶』（一九九一年、講談社）、14は国宝と歴史の旅六『地獄と極楽』（朝日百科・日本の国宝別冊、二〇〇〇年）、16は日本の仏像大百科五『習合神・高僧』（一九九一年、ぎょうせい）、19は奈良六大大観三『法隆寺三』（一九六九年、岩波書店）、22は新編名宝日本の美術三『興福寺』（一九九〇年、小学館）からの複写である。写真掲載にご理解をいただいたご所蔵者ならびに関係各位に感謝の意を表する次第である。

なお、拙論は、平成三年度に鹿島美術財団より研究助成金を受けた「復古主義と宋風撰取―興福寺と東大寺の鎌倉復興造像を中心に―」に端を発するものであり、第一五二回興福寺仏教文化講座における講演「解脱房貞慶と興福寺の鎌倉復興造像」（平成八年十一月九日、於興福寺会館）の内容（後に要旨が『興福』に二度にわたり連載された）に大幅に加筆、修正をくわえたものである。

付録 解脱房貞慶年譜

和曆	西曆	月・日	事	續	出典
久寿二	一一五五	五・二二	貞憲の子として生まれる。		形状記ほか
応保二	一一六二		南都へ下向、歳後の門に入り、叔父覚憲に師事。(八歳)		形状記ほか
永万元	一一六五		東大寺で出家、受戒。興福寺に入寺。(一一歳)		形状記ほか
承安二	一一七二		醍醐寺運阿闍梨につき、求聞持法を受ける。(一八歳)		虚空藏要文
治承四	一一八〇	四・二五	『虚空藏要文』(法隆寺藏)を書写。(二六歳)		虚空藏要文
養和二	一一八二	一一・一五、一九	亡父の中陰供養にあたり、諷誦文を作成して三宝衆僧の布施を請う。		讚仏乗抄
寿永元	一一八二	一・二〇	『大般若経』書写を發願。この年一月二十七日より書写を始める。(二八歳)		讚仏乗抄
寿永二	一一八三	一〇・一一	『唯識義』卷一(東京・朝吹英二氏藏)を書写。		唯識義
元暦元	一一八四	七・六	維摩会研学堅義をつとめる。		維摩会次第・三会定一記
元暦二	一一八五	五・二三	この頃は興福寺安養院に住す。		維摩会次第
文治元	一一八六	一一・二二	法勝寺八講に聴衆として参加、恵珠と問答を交わす。(二九歳)		八講問答記
文治二	一一八六	一〇・一〇	法勝寺八講に聴衆として参加、澄遍と問答を交わす。(三〇歳)		八講問答記
文治三	一一八七	七・七	最勝講に聴衆として参加。(三一歳)		玉葉
文治四	一一八八	五・	この年、沙門信長のため笠置寺弥勒殿毎日仏供の勸進状を草す。		弥勒感応抄
文治三	一一八七	七・七	仏子如教のため笠置寺毎日仏供の勸進状を草す。		弥勒感応抄
文治三	一一八七	七・七	維摩会講師をつとめる。(三二歳)		維摩会次第・三会定一記
文治三	一一八七	七・七	この頃は興福寺宝積院に住す。		維摩会次第
文治三	一一八七	七・七	この年、元興寺玉華院弥勒堂再建の勸進状を草す。		弥勒感応抄
文治三	一一八七	七・七	法勝寺八講講師をつとめ、延暦寺公円と講問を行う。(三三歳)		八講問答記
文治三	一一八七	七・七	大和尚の延寿のため諷誦文を作成して三宝衆僧の布施を請う。(三四歳)		讚仏乗抄
文治三	一一八七	七・七	沙門観俊のため笠置念仏道場塔婆寄進状を草す。		弥勒感応抄
文治三	一一八七	七・七	季御説経論義の一番に奉仕。		玉葉
文治三	一一八七	七・七	この頃、『勸学記』を著わす。		解脱上人小章集
文治三	一一八七	七・七	最勝講の第九座講師を勤仕し、三会已講をつとめる。		春華秋月抄草
文治三	一一八七	七・七	法勝寺八講の堅義をつとめる。		春華秋月抄草・元亨釈書
文治三	一一八七	七・七	最勝講の第九座講師をつとめる。この時、弊衣を嘲笑され、失意して笠置隱遁を発心したといふ。(三六歳)		玉葉
文治三	一一八七	七・七	笠置龍華会の敬白文を作成。		讚仏乗抄
文治三	一一八七	七・七	法成寺八講の講師をつとめる。声が小さかったが、説法は珍重であったといふ。(三七歳)		玉葉
文治三	一一八七	七・七	興福寺別当覚憲の使として藤原兼実を訪れ、寺家の濫行の事情を説明する。		玉葉

和 暦	西 暦	月・日	事 績	出 典
建久三	一一九二	二・八 七・二〇 一一・二七	兼美の南都下向に際し、南円堂で誦経を行う。表白が甚だ優れていたという。 兼美の請により、水曜供の発願導師をつとめる。 兼美の請により、中宮宜秋門院の御祈のため金泥心経等の供養導師をつとめる。兼美、その説くところに感涙す。 兼美より笠置への隠遁を制止され、発心が春日大明神の冥告によることを訴える。(三八歳) 【発心講式】(金剛三昧院蔵)を草す。 【大般若経】書写を遂げる。 この頃、笠置へ移住。	玉葉 玉葉 玉葉 玉葉 發心講式 讚仏乗抄 形状記・大般若経理趣分 解脫上人小章集
建久四	一一九三	八・二	この頃、「春日大明神発願文」を草したか。	解脫上人小章集
建久五	一一九四	八・二 八・三	笠置寺二季八講科舞装束修復の勸進状を草したか。(三九歳) 伊勢詣を行ない、神姿を感得する。(四〇歳) 笠置寺般若台上棟する。	笠置寺縁起 笠置寺縁起 笠置寺縁起
建久六	一一九五	一・一〇 四・一七	【子鳥一卷記】を笠置寺にて読み、注釈「子鳥記注」(興福寺蔵)を著わす。(四一歳) 重源、東大寺造宮を祈禱して伊勢神宮で大般若経供養を行い、貞慶は外宮法楽の導師を勤める。	子鳥記注 俊乘上人奉納大般若伊勢神宮記・東大寺造立 供養記
建久七	一一九六	七・二四〜二五 九・ 九・ 一一・一九 二・二〇 二・二七	笠置寺にて「大般若経理趣分」を書写。 大和国宇陀郡において、春日大明神の託宣を受ける。 春日社参籠の夜、老翁化現し、三尺の白檀地藏尊を与えらる(後に東大寺知足院に安置)。 笠置寺般若台を供養。「敬白文」を草す。覚憲が志趣を述べる。 笠置般若台にて「弥勒講式」(笠置寺蔵)を草す。(四二歳) 笠置般若台にて「地藏講式」(笠置寺蔵)を草す。	弥勒感応抄五 春日権現験記 英俊御聞書・臥雲日件録・沙石集 讚仏乗抄 弥勒感応抄 地藏講式
建久八	一一九七	八・二三	笠置寺舍利講仏供の勸進を始める。「笠置寺舍利供勸進状」を草す。 重源より、般若台の銅鐘と宋版大般若経、白檀釈迦一軀を施入される。 笠置般若台の鎮守に春日大明神勸請の小社を造営し、春日社に参詣。 笠置般若台の庵室にて「欣求靈山講式」(金剛三昧院蔵)を草す。	笠置寺鐘樓銘・南無阿弥陀仏作善集 春日権現験記
建久九	一一九八	四・一五	この年、笠置寺の興行のため勸進帳を作成し、八条女院より伊勢国蘇原御厨の地頭職を笠置に寄進される。 播磨浄土寺浄土堂の供養導師をつとめる。(四三歳) この年、「唯識論尋思抄」(龍谷大学・大谷大学蔵)を著す。 【七箇日逆修願文】(東大寺蔵)を草す。(四四歳)	浄土寺縁起・播磨鑑 唯識論尋思抄 東大寺文書

和 曆	西 曆	月・日	事	出 典
建久年中	一一九〇 ～ 九九九	一一・一七	「興福寺牒状」を頼朝に送る。 笠置寺十三重塔を供養、「笠置寺十三重塔造立願文」「敬白文」を草す。 笠置寺にて行法中、閻魔宮に入る。	鎌倉一〇一三・讚仏乗抄・弥勒感応抄 笠置寺縁起
正治元	一一九九	六・ 七・二二 七頃 八・二二 一一・二二	後鳥羽上皇より伊賀国重次名田を笠置般若台領として寄進される。(四五歳) 右大將源通親から伊賀国阿拝郡般若庄 峯定寺釈迦如来像の造立に結縁する。 笠置の草庵にて重病にかかると、靈異に感じて法を説く。 観心上人の勧進により、笠置般若台にて宝篋印経を書写。 この頃、「勧誘同法記」(金沢文庫蔵)を記すか。	鎌倉一〇六三・一〇六四・一〇六六 峯定寺釈迦像納入品 春日権現験記 明本抄紙背文書 日蔵三三
建仁元	一二〇一	四・ 五・三三 一一・二三 一二・三〇	笠置寺領伊賀国般若庄より能米五石(先年、後鳥羽上皇より寄進の一部、大和国相本庄内の水田一町(もと八条女院より寄進の一部)を国衙の押領から守るため春日社へ寄進する。(四七歳) 【観音講式】(東大寺蔵)を草す。 勧進僧信長の願いにより、元興寺玉華院の弥勒講のための「弥勒講式」(金沢文庫蔵)を草す。 沙門信長のため元興寺玉華院毎日弥勒講の勧進状を草す。 この年、乳父乳母追善のため諷誦文を作成。	大正蔵八四 弥勒感応抄・大正蔵八四 弥勒感応抄 山州名跡志 観音講式・法華講式 唐招提寺釈迦念仏願文・招提千歳伝記 春日権現験記・明恵上人神現伝記
建仁二	一二〇二	八・	この年、「観音講式」(金剛三昧院蔵)、「法華講式」(金剛三昧院蔵)を草す。 唐招提寺東室・舍利殿を修造し、釈迦念仏会を試修する。(四八歳)	浄瑠璃寺流記事
建仁三	一二〇三	二・二七～二八 二・二九	明恵が笠置の貞慶のもとを訪ねる。この時、明恵に舍利を与える。(四九歳) 浄瑠璃寺千基塔供養の導師をつとめる。	鎌倉一三四四・弥勒感応抄 浄瑠璃寺流記事・招提千歳伝記
元久元	一二〇四	四・一〇	唐招提寺で釈迦念仏会を始行する。浄瑠璃寺僧がこれに勤仕する。 この年、東大寺俊乘堂阿弥陀如来立像の供養導師をつとめる。	東大寺諸集
元久二	一二〇五	一〇・一五 一〇・一七 八・一二	この年、「法華転読発願」を草す。 頼朝より、笠置寺礼堂の造営費として砂金等を寄進される。(五〇歳) 笠置寺礼堂の造立供養。十一月七日、使者を出して頼朝に賀を伝える。 笠置寺にて龍華会を始め、「願文」「敬白文」を草す。 源範子追善供養の導師をつとめる。(五一歳)	法華転読発願 吾妻鏡 鎌倉一四八四・一四八五・笠置寺縁起ほか 明月記
元久三	一二〇六	二・一九	【興福寺奏状】を草す。 後鳥羽上皇の春日社御幸、七堂巡礼に際しての二条御所における一切経供養の導師をつとめる。 京都梅小路南堂の供養導師をつとめ、三条長兼と専修念仏の口宣について意見を交わす。(五二歳)	興福寺奏状 春日神社文書 三長記

和 暦	西 暦	月・日	事 績	出 典
建永元		四・一二	藤原定家、笠置にて九条良経の追善供養を行い、これの導師をととめる。	三長記
建永二	一一〇七	六・五 三・七	夢告により、重源の遷化を知る。 長講堂八講に参す。(五三歳)	源平盛衰記
承元二	一一〇八	八・ 八・三	興福寺北円堂再興の勸進状を草す。	明月記
承元三	一一〇九	三・一六 九・五	興福寺北円堂の造管用途勸進のための「興福寺政所下文」を草す。 海住山寺において「法華開示鈔」を著す。(五四歳)	鎌倉一六九三・弥勒感応抄
承元四	一一一〇	九・一六 九・九	後鳥羽院御願の河内交野の新御堂供養の導師をととめ、この功に対し九月七日、仏舍利二粒を賜る。 後鳥羽院より請けた仏舍利二粒を海住山寺に奉安。	大正蔵五六・日蔵一一
承元五	一一一一	八・五 八・六	この年、海住山寺に移住。 大和国物持寺を創建。本尊薬師は法性寺快慶を請じて造立。薬師講のため「薬師講式」(高野山大学蔵)を草す。(五五歳)	明月記 貞慶仏舍利安置状 形状記
承元六	一一一二	九・一 九・二	この年、「観音講式」(興福寺蔵)、「値偶観音講式」(金剛三昧院蔵)を草す。 笠置寺にて瑜伽論供養を行う。後鳥羽院もこれに臨む。(五六歳)	三輪上人行状・薬師講式
承元七	一一一三	九・一 九・二	後鳥羽院、海住山寺を御祈願所とし、これの供養導師をととめる。この時、藤原長房は慈心房覚真と改名し、門下に入る。	観音講式・値偶観音講式
承元八	一一一四	九・一 九・二	海住山寺において二一人の結衆により八斎戒を持す。翌年一月一五日まで。 法眼快慶作の白檀釈迦像を観心上人に付嘱。	承元四年具注曆
承元九	一一一五	九・一 九・二	この頃、興福寺律宗の興隆のため、「戒律興行願書」を草し、戒律道場の建立、章疏の書写のために費用を送る。	承元四年具注曆・密宗年表
建暦元	一一一六	九・一 九・二	九条道家を訪ね、数刻談じる。(五七歳)	禁断悪事勸修善根誓状抄
建暦二	一一一七	九・一 九・二	鑑真影堂にて「梵網經古迹」を講じ、講律の紹隆につとめる。	明本鈔紙背文書
建暦三	一一一八	九・一 九・二	法隆寺上宮王院において釈迦念仏会を始め。	戒律興行願書
建暦四	一一一九	九・一 九・二	宜秋門院により、春華門院の五七日の導師に請ぜられる。	玉薬
建暦五	一二〇〇	九・一 九・二	道家を訪ね、法文について談じる。(五八歳)	招提千歳伝記・唐招提寺解
建暦六	一二〇一	九・一 九・二	八条旧院において説法を行う。	明月記
建暦七	一二〇二	九・一 九・二	春日社宿所において「真理鈔」を著す。	明月記
建暦八	一二〇三	九・一 九・二	法隆寺聖霊院の観音宝号を勸進し、この日範円法印が始行する。	日蔵三三
建暦九	一二〇四	九・一 九・二	海住山寺において「因明要抄」(興福寺蔵)を著す。	法隆寺別当次第
建暦十	一二〇五	九・一 九・二	海住山寺において「明本鈔」(興福寺蔵)の抄出を終え、「明本抄添状」(興福寺蔵)を記す。	大正蔵六九
建暦十一	一二〇六	九・一 九・二	この年、覚真に命じて興福寺に律院として常喜院を建立。	大正蔵六九・仏全八四
建暦十二	一二〇七	九・一 九・二	【海住山寺起請五箇条】を口述。(五九歳)	円照上人行状記・招提千歳伝記ほか
建暦十三	一二〇八	九・一 九・二		日蔵三三

和曆西曆	月・日	事	出典
建保元 建保二 年次不詳	一一三 一一三 一一四 一一三 一一三 一一三	<p>【修行要抄】を口述。</p> <p>【観心為清淨円明事】を口述。観音の引摺を求める。</p> <p>先師大和尚（覚憲か）の五七日忌供養のため諷誦文を作成。</p> <p>示寂。住房であった老宿房に供僧五口が置かれる。</p> <p>覚真、海住山寺五重塔に仏舍利を安置。</p> <p>興福寺五重塔を勧進、修造する。</p> <p>真如堂を勧進、修造する。</p> <p>海竜王寺を勧進、修造する。</p> <p>北山宿曼荼羅堂を勧進、修造する。</p> <p>室生寺で大般若経を転読し、干ばつ防止を祈請。</p> <p>妙楽寺で阿弥陀四季念仏会を興す。</p>	<p>日蔵三三</p> <p>日蔵三三・仏全八〇</p> <p>讚仏乗抄</p> <p>招提千歳伝記ほか</p> <p>覚真仏舍利安置状</p> <p>三輪上人行状</p> <p>真如堂縁起</p> <p>海竜王寺住侶申状</p> <p>解脱上人文章</p> <p>解脱上人文章</p> <p>解脱上人文章</p>

〈出典一覽〉

形状記Ⅱ【大内文書】所引「解脱上人御形状記」【日本思想体系一五】／虚空蔵要文【東大寺宗性上人之研究並史料下】／讚仏乗抄Ⅱ【讚仏乗抄第八】【校刊美術史料寺院篇下】／唯識義【大日本史料四一〇二】／維摩会次第Ⅱ【維摩会研學堅義次第】【東大寺宗性上人之研究並史料下】／三会定一記【大日本佛教全書二二三】／八講問答記Ⅱ【法勝寺御八講問答記第六】【東大寺宗性上人之研究並史料上】／弥勒感応抄Ⅱ【弥勒如来感応抄第一】【東大寺宗性上人之研究並史料下】／解脱上人小章集【日本大藏経三三】／春華秋月抄草Ⅱ【春華秋月抄草第十一】【東大寺宗性上人之研究並史料上】／発心講式（金剛三昧院蔵）【大正大学大学院研究論集六】／大般若経理趣分Ⅱ【大般若経理趣分】奥書Ⅱ弥勒感応抄／笠置寺縁起【大日本佛教全書一八】／子鳥記注Ⅱ【子鳥記注】奥書【大日本史料四一〇二】／弥勒感応抄五Ⅱ【弥勒如来感応抄第五】【東大寺宗性上人之研究並史料下】／俊乘上人奉納大般若伊勢神宮記【大日本佛教全書二二三】／東大寺造立供養記【大日本史料四一〇二】／春日権現験記【日本絵巻物全集一五】／英俊御問書【大日本史料四一〇二】／臥雲日件録【大日本史料四一〇二】／沙石集【日本古典文学大系八五】／地藏講式（笠置寺蔵）【大正大学綜合仏教研究所年報一三】／南無阿弥陀仏作善集【美術研究】三〇〇／欣求靈山講式（金剛三昧院蔵）【大正大学綜合仏教研究所年報一三】／鎌倉遺文【Z.O.】／明本鈔紙背文書Ⅱ【明本鈔（興福寺蔵）卷第一紙背文書】【奈良国立文化財研究所年報一九六〇】／日蔵Ⅱ【日本大藏経】／大正蔵Ⅱ【大正新修大藏経】／山州名跡志【大日本史料四一〇二】／招提千歳伝記【統々群書類集 宗教一】／浄瑠璃寺流記事【大日本佛教全書一九】／東大寺諸集【奈良六大寺大観一】【東大寺三】／法華転読発願【金沢文庫研究二八六】／興福寺奏状【日本思想体系一五】／源平盛衰記【大日本史料四一〇二】／貞慶仏舍利安置状（海住山寺文書）【史学雑誌】七〇一二】／三輪上人行状【統群書類従二二八】／承元四年具注曆【大日本史料四一〇二】／密宗年表【大日本史料四一〇二】／禁断悪事勸修善根誓状抄【東大寺宗性上人之研究並史料中】／戒律興行願書Ⅱ【解脱上人戒律興行願書】【日本思想体系一五】／唐招提寺釈迦念仏願文【大日本佛教全書一〇五】／唐招提寺解【大日本佛教全書一〇五】／法隆寺別当次第【統群書類従四下】／仏全Ⅱ【大日本佛教全書】／円照上人行状記【統々群書類従三】／修行要抄【日本大藏経三三】／観心為清淨円明事【日本大藏経三三】／覚真仏舍利安置状（海住山寺文書）【史学雑誌】七〇一二】／真如堂縁起【大日本佛教全書一七】